



**中国経済と
日本企業
2010年白書**

**中国经济与日本企业
2010年白皮书**

中国日本商会

目次

ご挨拶-----4	第1章-----104 農林水産業・食品	第7章 卸・小売業 1. 卸売業-----288 2. 小売業-----292
第1部-----7 共通課題・建議	第2章 鉱業・エネルギー 1. 石炭-----110 2. 石油-----114 3. 電力-----120	第8章 金融・保険業 1. 銀行-----300 2. 生命保険-----306 3. 損害保険-----312 4. 証券-----320
第1章-----8 中国経済および日系企業の現状	第3章 建設業 1. 建設-----126 2. 不動産-----132	第9章 観光・レジャー 1. 旅行-----326 2. ホテル-----332
第2章-----20 金融・財政動向	第4章 製造業 1. 繊維・アパレル-----138 2. 化学工業-----144 3. 医薬品-----154 4. 化粧品-----166 5. セメント-----174 6. 鉄鋼-----180 7. 家電-----192 8. 事務機器-----200 9. 電子部品・デバイス-----208 10. 自動車-----212 11. 造船-----218	第3部-----337 各地域の現状・建議
第3章-----26 貿易・通関上の問題点	第5章 情報通信業 1. 電気通信-----222 2. 携帯電話-----232 3. ソフトウェア-----238 4. コンテンツ-----244 5. 広告-----250 6. 放送・メディア-----258	第1章-----338 華北地域（北京、天津、青島）
第4章-----32 税務・会計上の問題点	第6章 運輸業 1. 海運-----266 2. 空運-----276 3. 陸運-----282	第2章-----350 華東地域（上海、江蘇、浙江）
第5章-----38 労務上の問題点		第3章-----356 華南地域（広東、福建）
第6章-----48 知的財産権保護の現状と問題点		第4章-----364 東北地域（瀋陽、大連）
第7章-----58 省エネ・環境産業・市場の現状と課題		第5章-----370 中西部地域 （安徽、湖北、湖南、重慶、四川）
第8章-----70 技術認証・基準の現状と課題		その他の建議-----378
第9章-----78 技術・イノベーションの現状と課題		
第10章-----84 政府調達の現状と課題		
第11章-----94 CSRの現状		
第2部-----103 各産業の現状・建議		

ご挨拶

「中国経済と日本企業 2010年白書」は、日本企業の日で見た中国経済の描写である。従来、調査委員会が発行してきた「中国経済・産業の回顧と展望」を母体としながらも、次の3つの点が、この本の新味である。

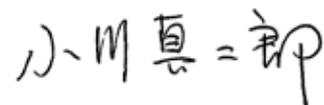
- ①課題・業種をなるべく網羅的に取り上げ中国経済の全体像がわかるようにした。
 - ②日系企業の進出の多い地域の経済の概況と問題点を独立の章を建てて記述した。
 - ③中国日本商会及び中国各地の商工会議所組織の会員に、中国投資環境に関する問題点を広く上げてもらい各部・各章ごとに「建議」として記述した。
- 題名を変え、装いも新たに白書として刊行する所以である。

30年の中国経済改革開放の歴史は外資企業とともにある。現在、中国全体の生産の三分之一、輸出の半分を占める外資企業のうち、日本からの投資額は、香港、台湾といった華僑系投資を除くと累計でも単年度でもどの国よりも多い。中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国での事業発展を追い求める過程で遭遇した様々な問題点を明らかにし、中国の中央・地方政府とともにその改善に向けて努力することによって、中国投資環境を更によいものとし、日中両国経済がともに発展していくことを心から願っている。

2008年の世界金融危機は、世界経済の中で占める中国の位置づけを大きく変えた。「工場としての中国」から「市場としての中国」により関心が高まり、中国経済の持続的発展は世界経済にとって不可欠のものと認識されるようになった。日本企業の投資も、中国で作って中国で売る、あるいは中国でサービスを提供する投資に次第にシフトして来よう。この白書の創刊がこうした時代の変化に沿っているものであることを確信している。

本書の取りまとめは、調査委員会事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター）が中心的な役割を担った。また、中国各地の商工会議所組織との連携は、中国日本商会事務局及び上海、広州、大連、青島の各ジェトロ事務所が担った。本書の執筆はすべて中国日本商会の会員である企業、団体の方々が仕事の傍ら寄せてくれた玉稿から成っている。この場をお借りしてこれらの方々に心からお礼を申し上げたい。また、短時間での執筆・編集でバランスを欠く記述や事実の誤認もあろうかとは思ふ。大方のご叱正をいただいて来年はより洗練された形で第二号を発行したいと考えている。

本白書を通じて、日中両国の経済の絆がより強化され、日中両国が更なる発展を遂げていくことを切に願っている。



小川 真二郎
中国日本商会会長



**第 1 部
共通課題・建議**

**第 1 部分
共同問題・建議**

第1章 中国経済および日系企業の現状

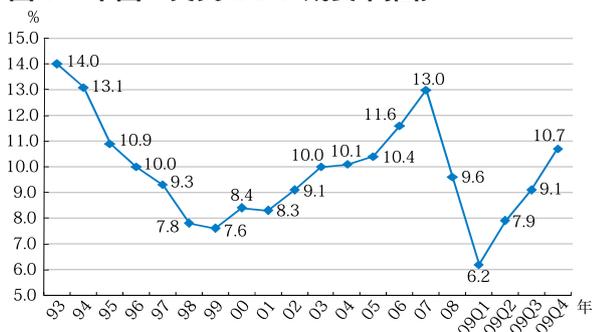
2009年中国経済の回顧

マクロ経済

2009年、中国のGDP総額は33兆5,353億元、実質成長率は前年比8.7%となった。政府が今年目標に掲げた8%前後の成長を達成した。四半期ごとの成長率をみると、第1四半期（1～3月期）は6.2%、第2四半期（4～6月）は7.9%、第3四半期（7～9月期）は9.1%、第4四半期（10～12月期）は10.7%増と、伸び率は2ケタにまで拡大し、V字型の回復となった。GDP成長率の寄与度は投資が8.0%、消費4.6%、外需-3.9%だった。

2009年の中国は財政収入が6兆2,000億元、国債発行は9,300億元、銀行の新規融資は9兆7,000億元と、合わせてGDPの半分を超える16兆8,300億元に達した。これが主に4兆元の景気刺激策に代表される投資に回されたことが、8.7%の成長を実現できた背景として指摘されている。しかし大量の資金が市場に流入したことから、インフレ、資産価格（不動産）の上昇、生産過剰の問題が懸念材料として挙げられている。

図1：中国の実質GDP成長率推移

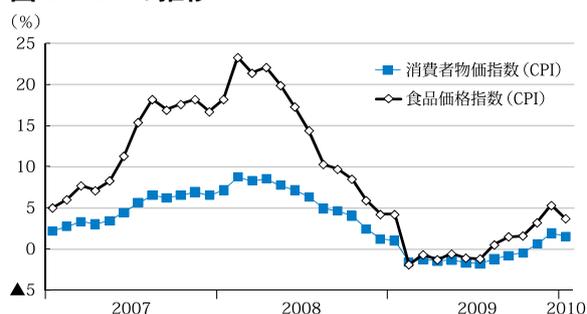


出所：中国統計年鑑、国家統計局HP

09年の消費者物価指数（CPI）は前年比マイナス0.7%だったが、11月に前年同月比0.6%増のプ

ラス転じ、12月は同1.9%増となった。中国のCPIの構成は、全体の3割以上を食品が占めている。さらにその3割が肉類となっており、食品価格の動向には注意を要する。

図2：CPIの推移



出所：中国統計年鑑、国家統計局HP

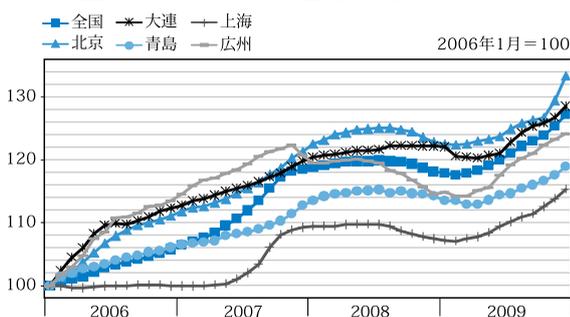
GDPの伸び率は今年後半にかけて鈍化するが、CPIは09年のベースが低いことから上昇していくことが予想されている。政府は目標値として3%を掲げてはいるが、これを上回るとの見方が強い。北京の有識者はGDPが2ケタ、CPIが6%を超えてくると政府の懸念は拡大、貸出の窓口規制など、引き締め策を強化する可能性が高いとみている。また一次製品の輸入価格も上昇しており、輸入インフレの懸念もある。

都市の固定資産投資における不動産開発投資は、近年2割前後（09年は18.9%）を占め、また不動産業は、鉄鋼、セメント、家具、家電などの産業とも密接に関係している。09年は経済成長を維持しなければならない状況にあり、不動産開発投資の抑制には成長鈍化のリスクがあった。このため政府は、不動産市場のコントロールには慎重な姿勢を示してきた。政府が発表した全国70大都市の住宅販売価格の前月比を基に指数化したところ、09年は全国的に上昇傾向が続いた。

住宅価格上昇の背景には、住宅需給のミスマッチ、つまり住宅供給が投資・投機の対象になる高級物件に傾斜し、実際に住宅が必要な低・中所得者向けの供給が少ないこと、「最高額提示者が落札」する土地入札制度などが指摘されている。

地価、住宅価格が急騰を続ける中、政府は09年12月以降、住宅価格高騰を抑制するため、不動産市場過熱抑制策を相次いで打ち出している。10年1月10日には「不動産市場の安定的、かつ健全な発展を促進するための通知」を発表した。本通知では、①保障性住宅および一般普通住宅の供給増加、②投資・投機のための住宅購入の抑制、③市場管理監督の強化、④保障性「安居プロジェクト」の加速、⑤各地方政府の責任の明確化などを通じて、不動産市場をコントロールすることを示している。

図3：全国70中大都市の住宅販売価格の推移



注：政府発表の前月比をもとに2007年1月=100として指数化
資料：国家发展改革委員会

生産過剰については、既に以前からその問題が指摘されている。政府は立ち遅れた生産能力の淘汰や産業再編を掲げてはいるが、顕著な進展はみられていない。09年1月から2月にかけて発表された「十大産業振興計画」において、物流を除くすべての産業で合併再編支援が打ち出されてはいるものの、本格的に構造調整の必要性が指摘され始めたのは、景気回復が明確に確認された6月頃からである。9月には鉄鋼、セメント、板ガラス、石炭化学工業、多結晶シリコン、風力発電設備の6分野を生産抑制の重点分野に定め、同分野への新たな設備投資の抑制を発表するなど、構造調整を重視する姿勢を改めて示した。

09年は輸出が大きく落ち込んだため、生産過剰問題はより深刻化した。また、固定資産投資の増加や政府の消費促進策などにより内需が好調だったことも、鉄鋼、自動車といった対象業種の企業再編を遅らせることになったとの見方がある。鋼材、セメント、アルミなどの分野では、需要を見込んだ生産が行われ生産量、販売量は急増した。また各業種とも、合併、再編、淘汰の対象となっている下位メーカーに民営企業が多く、中央のコントロールがうまく機能しないとの指摘もある。企業の集約は国有企業中心に進められるのであって、それ以外はマーケットメカニズムに委ねられている。

政府は10月21日に開催された国務院常務会議で、改めて「積極的な財政政策と適度に緩和された金融政策の継続」を方針として示した。しかし同時に、政府レベルでは初めて、マクロ経済政策の重点に「インフレ期待の抑制」を重視することも盛り込まれた。金融危機以降、景気刺激策や金融緩和策などにより多額の資金が供給されたことで、鉄鋼、セメントなど一部産業で生産過剰問題が深刻化した。また株、不動産バブルの発生と今後の不良債権化の懸念が強まったことなどが背景にある。

09年12月5～7日に開催された「中央経済工作会议」では、安定的で比較的速い経済発展を維持するとともに、経済構造調整を加速する方針が打ち出された。2010年の経済政策の方針として、引き続き「積極的な財政政策と適度に緩和された金融政策」を打ち出しているものの、そのスタンスは「景気浮揚」から「バランス」へとシフトしている。

貿易

09年の貿易総額は前年比13.9%減の2兆2,073億ドルとなった。輸出は16.0%減の1兆2,017億ドル、輸入は11.2%減の1兆56億ドルだった。前年水準割れは、輸出が1983年以来、輸入は98年以来。貿易黒字は1,961億ドルで、34.2%減少した。輸出は、減少したものの、ドイツを抜き世界一と

なった。

図4：貿易の推移



資料：海関統計

最大の貿易相手国・地域はEUで、対EU貿易は14.5%減の3,641億ドルだった。第2位の米国は10.6%減の2,983億ドル、日本は第3位で14.2%減の2,289億ドルだった。

09年を振り返ってみると、金額は5月を底に増加傾向を示していた。製造業購買担当者指数（PMI）の輸出受注指数も5月以降50を超えており、輸出は堅調に回復してきた。政府は金融危機以降、労働集約型製品の輸出を支持するなど、構造調整より景気回復を優先してきた。09年5月27日の国務院常務会議では「輸出信用保険の強化」、「融資の拡大」、「加工貿易制度の改善」、「輸出増値税還付率の引き上げ」など6項目の新たな輸出促進策を決定。政府は労働集約型製品の輸出を支持し、受注減で資金不足に陥っていた輸出企業の負担も軽減をはかった。また増値税還付率の引き上げに関しては、08年8月から09年6月までに断続的に7回実施されている。これにより、調整された品目は8,000品目を超え、平均還付率は12.4%から13.5%に高まった。しかし、その対象となった品目の合計金額は16.4%減の6,760億2,000万ドルとあまり振るわなかった。

09年5月に製造業購買担当者指数（PMI）の輸出受注指数が50を上回っている。この頃を境に国内貿易企業の新規受注は回復に転じた。7月以降は工場稼働率が100%に達する企業も増えており、沿海部の一部企業では労働者不足の問題が顕在化し始めた。

金融危機が発生する前の輸出は、米国市場の過剰

消費体質に支えられていた面がある。米国のそうした体質は変化を余儀なくされることは間違いない。しかし09年の輸出に関していえば、金融危機により米国、EU市場で落としすぎた在庫の適正化が行われたことが、欧米向けの輸出回復につながった。

輸入は、伸び率が11月に一気に26.7%増のプラスに転じ、12月には55.9%にまで増加した。財別寄与度をみると、機械類および原油などの鉱産物が高い。最大輸入品目である機械が高いことに加え、08年後半に急落した原油をはじめとする商品市況の持ち直しが価格面で押し上げているものとみられる。

対内直接投資（FDI）

09年の対中直接投資（外商直接投資、銀行・証券・保険を含まず）は、900億3,000万ドルで前年比2.6%減となった。減少は2005年以来5年ぶり。しかし8月以降は回復しており、12月には121億4,000万ドルで前年同月比103.1%の大幅増となった。金融危機で世界の直接投資が落ち込む中、中国では回復が始まっている。なお、投資件数は23,435件で前年比14.8%減、契約金額は1,935億1,000万ドルで同8.4%減だった。

国・地域別にみると、金額順に①香港539億9300万ドル、②台湾65億6300万ドル、③日本41億1700万ドル、④シンガポール38億8600万ドル、⑤米国35億7600万ドルだった。中華圏を除けば、日本は最大の投資国となっている。タックスヘイブンが姿を消しているが、これは統計制度の変更によるもので、09年8月から各国・地域のデータがタックスヘイブン経由の投資を含むようになった。

商務部は業種別にみた2009年の対中投資の特徴として、①中心は製造業、②サービスのウェイトの上昇、③農業の増加の3点を挙げている。詳細は以下のとおり。

①中心は製造業。実行ベースの投資の減少幅は縮小傾向。通年で製造業の投資件数は9767件（前年比15.6%減）で全体の41.68%、実行ベース金

額は467億7100万元（同6.26%減）で全体の51.95%。10月以降、製造業の実行金額の減少幅の縮小が続いている。なお、製造業の中心は、通信設備、計算機およびその他電子設備製造業、電気機械及び機材製造業、化学原料および化学製品製造業、交通運輸設備製造業と一般設備製造業など。

- ② サービス業のウェイトが上昇。通年で、サービス業の投資件数は11461件（前年比14.85%減）、実行金額は378億6600万ドル（同0.67%減）。全体に占めるウェイトは、2008年の41.3%から42.06%に上昇した。中心は、小売、運輸、コンピューター関連、電力・ガス・水道、旅行など。なお不動産業は、件数では569件と同25.88%増加したが、実行金額は167億9600万ドルで前年比9.65%の減少であった。
- ③ 農業の増加。農業・林業・牧畜業・漁業の投資件数は896件で同2.29%減であったが、実行金額14億2900万ドルと同19.96%の増加であった。なお、全体に占めるウェイトはそれぞれ3.82%、1.59%。うち、農業の実行金額は7億5100万ドルで、同35.5%増と高い伸びを示した。

図5：FDIの推移



出所：商務部

2010年中国経済の展望

経済成長率は09年を上回る

政府系シンクタンクの国家信息中心は09年12月3日に出した経済予測で、09年の成長率を8.5%と見込んでいる。10年は調整継続ケースで8.0%、安定成長ケースで8.5%、急回復ケースで9.0%の3パターンを予測した。

安定成長ケースでは、投資は09年に多くのプロジェクトがスタートし、その勢いが続くともみているが、政府の投資に大きな追加はなく、貸出も抑制傾向のため、全社会固定資産投資の伸びは、09年と同程度の31.0%と予測している。これは名目の数値で、実質では09年より鈍化するとみている。消費は都市部の所得の伸び、社会保障制度の整備による将来の不安の解消が支えるとしている。09年12月には国务院常务会议が、家電販売支援、小型自動車購入税減税をはじめとする一連の消費刺激策の継続を打ち出したが、その景気浮揚効果は10年には弱まるとの見方が多い。貿易は輸出入とも回復基調にある。09年の月次データを見ると、輸入の回復が輸出の回復に先行して黒字が急減しているが、予測では黒字は09年の779億ドル減（実績見込値）に対し、10年はわずか17億ドル減にとどまる。外需による成長率の押し下げは、10年には前年より縮小するとみている。

中国社会科学院は9.1%、中国人民大学経済研究院は9.4%と予測している。国際機関では、世界銀行およびIMFが9.0%、アジア開発銀行は8.9%と、10年の実質GDP成長率は前年を上回るという見方が多い。

経済政策のスタンスは「バランス」重視

温家宝首相は、全国人民代表大会（全人代）で行った「政府活動報告」で、マクロ経済政策の方針は、引き続き「積極的な財政政策と適度に緩和された金融政策」であることを強調した。10年の経済成長率は、対前年比ベースで年後半にかけて鈍化することから、政府は、引き締め策への転換に慎重な姿勢を示している。

しかし、CPIは09年のベースが低いことから上昇していくことが予想される。政府は目標値として3%を掲げてはいるが、これを上回るとの見方が強い。北京の有識者はGDPが2ケタ、CPIが6%を超えてくると政府の懸念は拡大、貸出の窓口規制など、引き締め策を強化するとみている。中央銀行である人民銀行は、1月、2月に相次いで預金準備率の引き上げを実施した。また1月には、資産価

格の急上昇を抑制するため、金融当局は貸出の多い四大国有商業銀行および中信銀行、光大銀行に対し窓口貸出規制を実施している。これは引き締め策への転換を意図したものではないが、インフレ懸念に対応した迅速な措置であった。

温家宝首相は報告の中で、「マクロ調整の水準を高め、経済の平穏で比較的早い発展を維持する」、「経済発展方式の転換を加速し、経済構造を調整・最適化する」と述べた。政策の方針は、「積極的な財政政策と適度に緩和された金融政策」の継続ではあるものの、重点は景気浮揚からバランスのとれた経済成長に移っており、金融緩和が過度にならないことにより力点がおかれている。政府は、物価や資産価格の上昇をうまく抑えながら、持続的な経済成長を目指している。

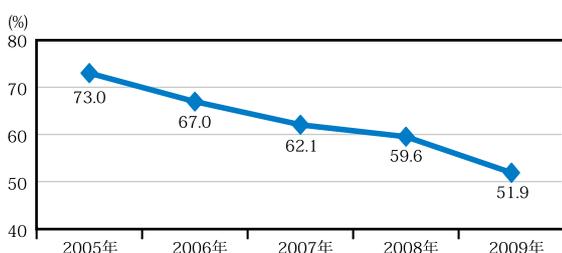
在中国日系企業の経営状況

増加する企業の経営コスト

人件費はこの5年ほど急激に上昇している。08年の労働契約法の施行などもあり、企業の労務コスト負担は高まっている。また税務コストについても、企業所得税の統一に加え、増値税未還付期間の長期化、移転価格税の徴収強化などにより、近年上昇傾向にある。この他にも、以前から指摘されている「法解釈の違いによる運用の不透明性」や「知的財産権保護の不徹底」などの問題も、企業の経営コストを増加させる要因となっている。

ジェトロが09年9～10月に実施した中国進出日系企業の経営実態調査（1,367社、回答率46.6%）によると、在中国日系企業における黒字企業の割合は年々減少している。中国における事業環境が年々厳しくなっていることが伺える。

図6：在中国日系製造業企業の黒字企業の割合(05～09年)



注：非製造業は07年より調査対象となったため製造業のみデータで比較した
出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2009年度)」

日系企業が挙げた問題の中で、最も多かったのは「賃金の上昇」であった。10年に入ってから、各地方政府による最低賃金引き上げの動きが起きており、労務コストはさらに増加傾向にある。また「通関等の諸手続きが煩雑」、「通達・規則内容の周知徹底が不十分」および「税務負担の増加」を指摘する企業も多かった。

表1：在中国日系企業の経営上の問題点

(単位:%)

順位	問題点	回答率
1	従業員の賃金上昇	62.7
2	通関等諸手続きが煩雑	58.6
3	品質管理の難しさ	55.5
4	競合相手の台頭（コスト面で競合）	52.9
5	原材料・部品の現地調達の難しさ	45.9
6	通関に時間を要する	44.0
7	主要取引先からの値下げ要請	43.6
8	限界に近づきつつあるコスト削減	40.7
9	通達・規則内容の周知徹底が不十分	39.7
10	税務（法人税、移転価格課税など）の負担	38.8
11	新規顧客の開拓が進まない	37.5

注：経営上の問題点（複数回答）から回答率の高い選択肢を抽出
出所：図6に同じ

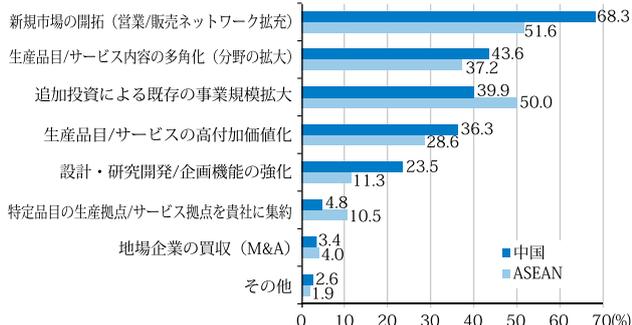
中国に経営資源を集中する日系企業

他方、金融危機で欧米の需要が低迷する一方、中国政府の公共投資、消費拡大策などにより内需が拡大していることから、日本企業の多くは金融危機からいち早く回復する中国市場に経営資源を集中してきている。

ジェトロのアンケートによれば、今後1～2年の事業を「拡大」とすると回答した日系企業は、前年比1.7ポイント増の61.9%に達した。事業拡大の具体的方針としては「新規市場の開拓（営業/販売ネットワークの拡充）」が最も多く、次いで「生産品目/サービス内容の多角化（分野の拡大）」、

「追加投資による既存の事業規模拡大」、「生産品目/サービスの高付加価値化」の上位4項目で回答した企業の割合が3割を上回った。また、「設計・研究開発/企画機能の強化」を挙げる企業の割合も高く、中国が新規市場や新製品の設計、研究開発、生産拠点として位置づけられていることが伺える。

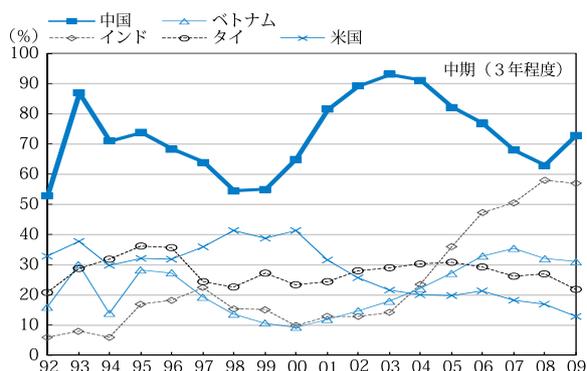
図7：在中国、在ASEAN日系企業の今後の事業拡大の方針



出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2009年度）」

また、国際協力銀行が毎年実施している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」でも、日系企業（製造業）は過去15年以上中国を最も有望な投資先として選択している。日本の対中投資累計額は、中華圏およびタックスヘイブンを除けば第1位であり、日本企業にとって中国は最も重要な投資先となっている。

図8：日系製造業が有望とみる投資先（国・地域別）



注：92年度及び93年度調査では設問内容と集計方法が異なる。
資料：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」

<参考> 表2：主要マクロ経済指標

マクロ項目	統計項目	単位	08年通年	第1四半期	第1~2四半期	第1~3四半期	09年通年
GDP	GDP総額	億元	314045.0	65745.0	139862.0	217817.0	335353.0
	実質GDP成長率	%	9.6	6.1	7.1	7.7	8.7
工業	工業生産額 (付加価値ベース)	億元	-	-	-	-	-
	伸び率	%	12.9	5.1	7.0	8.7	11.0
国内投資	都市部の固定資産投資額	億元	148,167	23,562	78,098	133,177	194,139
	伸び率	%	26.1	28.6	33.6	33.3	30.5
消費	社会消費品小売総額	億元	108488	29398	58711	89676	125343
	伸び率	%	21.6	15.0	15.0	15.1	15.5
物価	消費者物価指数	%	5.9	-0.6	-1.1	-1.1	-0.7
	貿易総額	億ドル	25633	4289	9467	15578	22073
貿易	貿易総額伸び率	%	17.8	-24.9	-23.4	-20.9	-13.9
	うち輸出総額	億ドル	14307	2456	5216	8466	12017
	輸出総額伸び率	%	17.2	-19.8	-21.8	-21.3	-16.0
	うち輸入総額	億ドル	11326	1833	4251	7112	10056
	輸入総額伸び率	%	18.5	-30.9	-25.3	-20.4	-11.2
	貿易収支	億ドル	2981	623	966	1355	1961
対内直接投資	対内直接投資件数 (契約ベース)	件	27514	4554	10419	16348	23435
	件数伸び率	%	-27.4	-34.5	-28.4	-21.4	-14.8
	対内直接投資額 (実行ベース)	億ドル	924	218	430	638	900
	実行ベース金額伸び率	%	23.6	-20.6	-17.9	-14.3	-2.6

注1：伸び率は前年（同期）比 注2：08年のGDPは修正後の数値
出所：中国国家统计局、中国商務部発表および中国経済景気月報より作成

第2章 金融・財政動向

2009年の回顧

2009年は、「**通年8%のGDP成長**」を何としても達成するため、**中国政府は前年を引き継いで「積極的な財政政策」と「適度に緩和した金融政策」を遂行した。**

これが奏功して中国経済の減速は早くも2009年第1四半期に歯止めがかかり（注1）、世界に先駆けてV字型の回復に転じた。投資に牽引される形で経済成長は加速し、同第4四半期のGDPは前年比10.7%と2桁成長を記録、これで同年の通年GDPは前年比8.7%となり、中国政府は最優先の政策目標を達成した。

ただし、経済の回復傾向が明らかとなる中で「投資・生産能力・流動性の3つの過剰」といった経済刺激策の行き過ぎ懸念が台頭してきたのも事実である。これらは構造的な問題でもあり、必ずしも今次対応の副作用としてのみ理解されるべきではない。しかし金融危機の発生後、中国政府は「ピンチをチャンスに」というスローガンを掲げ、所謂「4兆元投資」と「十大産業調整振興計画」を両輪に「経済刺激と構造調整」の両立路線を走ろうとしていただけに、このバランスが崩れ、むしろ構造調整を後退させているのではないかという懸念は深刻であった。

こうした状況も踏まえて中国政府のマクロ政策をやや仔細に振り返ると、「積極的な財政政策」と「適度に緩和した金融政策」という政策のフレームワークは今なお堅持し続けているものの、実際の運用は2009年の上半期・下半期で趣が異なっていることが分かる。

すなわち2009年上半期は、所謂「4兆元投資」

などの経済刺激策をサポートするため、銀行貸出が猛烈に拡大し、財政支出も高い伸びを続けた。しかし2009年下半期には、銀行貸出の伸びがやや落ち着き、物価の下落幅も縮小に転じる中で、過剰流動性の吸収が強化され始め、「経済刺激と構造調整」との政策バランスを取り戻す取り組みが始まっている。こうした動きは10月の国務院常務会議で決定された「経済成長、構造調整、インフレ期待の管理」という3者のバランスを取る」という政策目標に具現化され、12月の中央経済工作会議を経て2010年に引き継がれている。以下では、こうした上半期・下半期のマクロ政策の違いにも着目しながら、2009年の金融・財政の状況を振り返る。

（注1）国家統計局公表の前年比ベース。なお、中国人民銀行が2009年7月に公表した独自の試算結果によれば、季節調整済前期比（年率換算）ベースでみた実質GDPの底は2008年第4四半期の3.7%であり、2009年第1四半期は8.5%にまで加速していた。

銀行貸出とマネーサプライ

2009年の上半期は、所謂「4兆元投資」に代表される政府インフラ案件などをファイナンスするため（注2）商業銀行の貸出が猛烈な勢いで増加したが、下半期には毎月の銀行貸出純増額（注3）が例年の規模と比較できる程度には落ち着いてきた〔図表1〕。これに伴い上半期に拡大を続けたマネーサプライや貸出・預金残高の伸びは頭打ちとなり、下半期は高止まりの状態を続けた（図表2）。

このような変化は年初に貸出が増加するという中国特有の慣習も影響してはいるが、中国政府が主として下半期に、①株式・不動産など資産市場

への資金流入、②地方政府が所管する不採算案件への安易なファイナンス、③生産能力の過剰を悪化させる過剰投資といった懸念の高まりから幾つかの行政措置（注4）を公表したことも注目される。

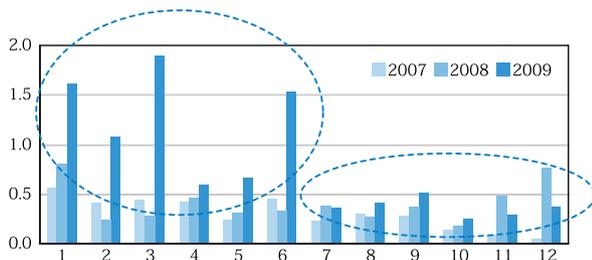
（注2）2009年の国有商業銀行、政策銀行、全国的な株式制の商業銀行、都市商業銀行の中長期貸出純増額の50%が、交通・エネルギー等インフラ関連向けである。

（注3）「新規貸出額」などとも報じられるが、厳密には「貸出残高の当月純増額＝当月の新規貸出実行額－当月の貸出回収額」である。

（注4）例えば、銀行業監督管理委員会が貸付金の目的外利用を防ぐための規制強化に踏み切ったり（2009年7月）、国务院が生産能力過剰とみられる6業種向けの投資抑制策を打ち出したりした（同10月）。

図表1：商業銀行の貸出残高純増額

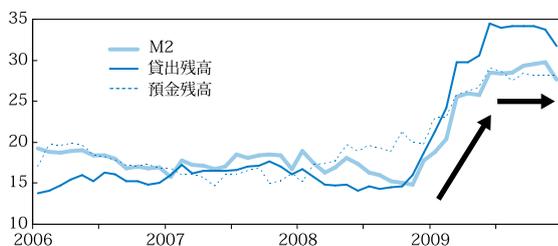
（単位：兆元）



出所：CEIC

図表2：マネーサプライ、貸出・預金残高

（単位：前年比%）



出所：CEIC

金利動向と過剰流動性の吸収

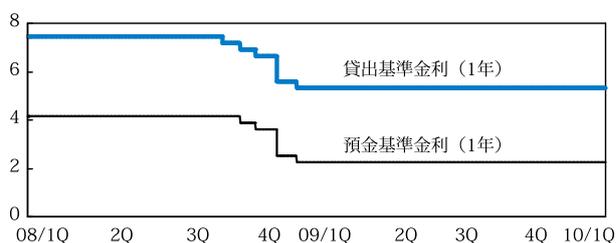
2009年は、政策金利である貸出基準金利や預金基準金利は不変であった〔図表3〕。

しかし、中国人民銀行による過剰流動性の吸収

スタンスには2009年下半期に重要な変化がみられた。すなわち、中国人民銀行は自らが振り出す手形（以下、「中銀手形」）を銀行等市場参加者に（買い戻し条件付きで）売却することで市場に溢れる流動性の量を日常的に調節しているが、2009年7月、同行は中銀手形（3か月物）の利回りを約半年振りに引き上げ、中銀手形（1年物）の発行を約8か月振りに再開した〔図表4〕。

図表3：貸出・預金金利

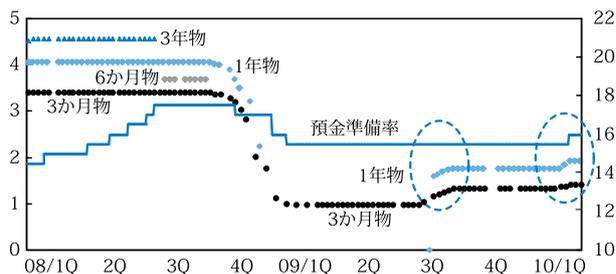
（単位：%）



出所：CEIC

図表4：中銀手形の利回り（左軸）と預金準備率（右軸）

（単位：%）



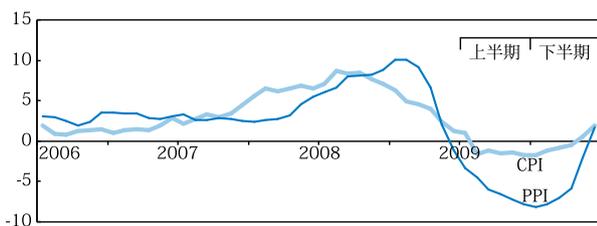
出所：CEIC

中国人民銀行は、こうした流動性吸収スタンスの強化を自ら「ファイン・チューニング（中国語で「微調」）」と呼び、「技術面での調整であって金融政策の変更ではない」と説明している（注5）。これはすなわち、過剰流動性が予想以上に溢れ始めたため、吸収スタンスを強化しないと従来と同じだけの政策効果が得られなくなったという状況の変化を指しているものと考えられるが、当時はちょうど物価の下落幅が縮小に転じ始めたタイミングでもあり〔図表5〕、市場には「金融政策の引き締めが始まるのではないか」との憶測も流れ、株式市場に一定の調整をもたらしたともみられている〔図表6〕。

(注5) 中国人民銀行が2009年8月5日に公表した第2四半期の「金融政策執行報告」に「適度に緩和的な金融政策を揺るぎ無く実行し、国内外の経済情勢や価格の変化に沿って、より市場化されたツールを使ったダイナミックな『ファイン・チューニング』を行い、適度に緩和的な金融政策の重点・強度・ペースをしっかりと管理していく」と記載された。また、蘇寧副行長は同8月7日の記者会見で「ファイン・チューニング」の意味を問われ「金融政策自体の微調整ではない」と回答した。

図表5：CPIとPPI

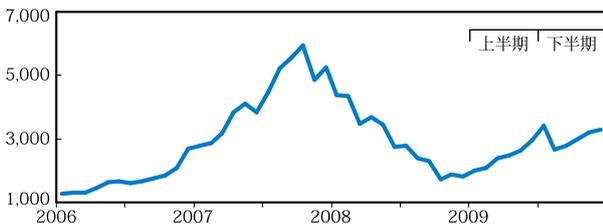
(単位：%)



出所：CEIC

図表6：上海総合指数

(単位：ポイント)

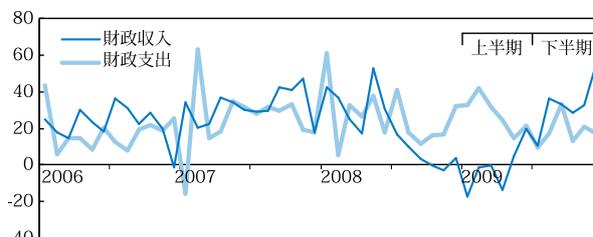


出所：CEIC

財政政策

2009年上半期は、企業収益悪化による税収減を主因として財政収入の伸びが前年比マイナスを続けたにも拘わらず、所謂「4兆元投資」や、「家電下郷」など補助金支給を伴う消費刺激策を円滑に実行するために財政資金が積極的に投入された。下半期には財政支出の安定的な高い伸びが継続する一方、企業収益が明確に回復傾向を辿ったことから財政収入の伸びが財政支出を上回るまでに急速に拡大した〔図表7〕。この結果、2009年の財政収支はほぼ当初計画通りの着地となった模様である(注6)。

図表7：財政収入と財政支出 (単位：前年比%)



出所：CEIC

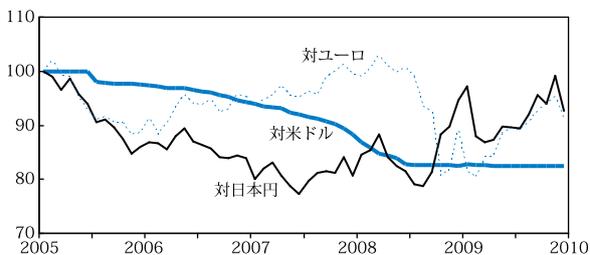
(注6) 財政部が2010年2月に公表した09年財政状況に関する速報値によれば、全国財政は収入68,477億元(当初目標66,230億元)、支出75,874億元(同76,235億元)、中央財政は収入35,896億元(同35,860億元)、支出43,901億元(同43,865億元)。

2010年の展望

2009年12月の中央経済工作会議によれば、2010年の経済運営方針は「積極的な財政政策」と「適度に緩和した金融政策」を継続し、経済の構造調整を加速させることである。事実、2010年1月に中銀手形の利回りと預金準備率が引き上げられた〔図表4〕が、2009年7月の時と同様、これは金融政策の変更ではないとされている。だが金融危機に対応するために採られた政策は、中国経済がこのまま力強く成長していくとすれば徐々に原状に復していく姿が自然であるため、本年は特に金融政策や、事実上のドルペッグが続いている為替政策〔図表8〕に関する実質的な変更の内容・タイミング等が注目されている。

図表8：人民元為替レート

(単位：2005年1月=100)



出所：CEIC

第3章 貿易・通関上の問題点

2009年の日中貿易

2010年1月に発表された2009年の財務省貿易統計（円ベース、輸出は確報値、輸入は速報値）をジェトロがドル建て換算したところ、日中間の貿易は総額2,321億8,157万ドル（前年比12.8%減）となり、1998年以来11年ぶりに前年を下回った。うち、日本の輸出は1,096億6,607万ドル（11.6%減）、輸入は1,225億1,550万ドル（13.9%減）であった。

日中貿易は、米国発の金融危機の影響による中国経済の減速、日米欧経済の落ち込みなどにより、08年11月から09年10月まで12カ月連続で前年同月比がマイナスとなり、うち日本の輸出は、08年11月以降09年8月まで10カ月連続で前年同月割れした。しかしながら、中国政府が実施中の4兆元（約53兆円）の大型景気刺激策に伴う機械関連製品需要等の回復、中国国内市場向け自動車、家電製品生産の増加に伴う、部品・原材料需要の回復により、11月、12月は2カ月連続で前年同月を上回り、12月の輸出額は単月で過去最高を記録した。輸入は、日本経済の落ち込み、工業生産の減少に伴い、中国からの完成品・部品・原材料が減少したことに加え、中国国内需給ひっ迫や価格の下落による資源関連品目の減少により、単月では2009年2月から11月まで10カ月連続で減少した。年後半には液晶テレビ、携帯電話などが増加に転じ、輸入全体でも回復の兆しがみられたものの、通年では輸出を上回る減少幅を記録することとなった。

このように2009年の日中貿易は、輸出入とも減少したものの、他方で対世界貿易よりは減少幅が小さかったことから、日本の貿易に占める中国のシェアは20.5%と、通年で初めて20%を突破し過去最高を更新。特に、対中輸出額は初めて対米輸出を上回り、

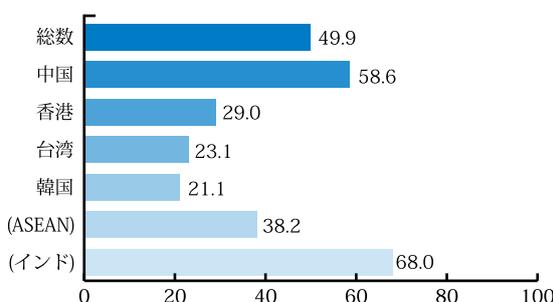
日本にとって中国は最大の輸出相手先となった。

以上のように、日本と中国の貿易面における相互依存関係は深化しているが、それに伴い、貿易実務を担うビジネスの現場においては各種の問題が潜在化、顕在化しているのも事実である。中国に進出する日系企業にとって、それらは古くて新しい問題として認識されており、それら諸問題の改善、解決により更なる日中貿易の発展が期待される。

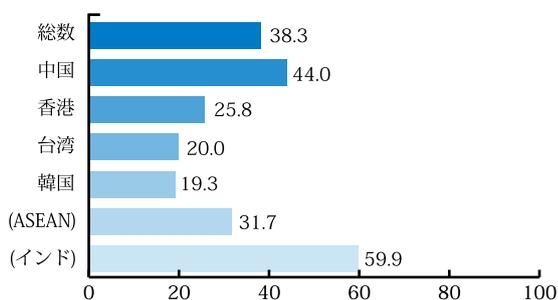
貿易・通関面で日系企業が抱える問題

ジェトロの「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査—中国・香港・台湾・韓国編—（2009年度調査）」によれば、在中国日系企業が中国の貿易制度面の問題点とする上位3項目は「通関等諸手続きが煩雑」（58.6%）、「通関に時間を要する」（44.0%）、「通達・規則内容の周知徹底が不十分」（39.7%）であった。後には、「関税の課税評価の査定が不明瞭」（25.5%）、「検査制度が不明瞭」（24.5%）、「関税分類の認定基準が不明瞭」（23.2%）、などが続く。このことから在中国日系企業には、通関における手続き面の「簡素化」、「合理化」、「迅速化」、「透明化」において改善を求める声が多いことがわかる。

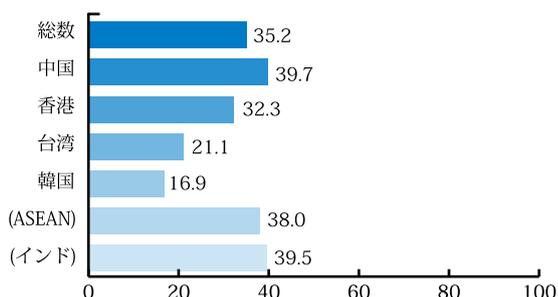
通関等諸手続きが煩雑



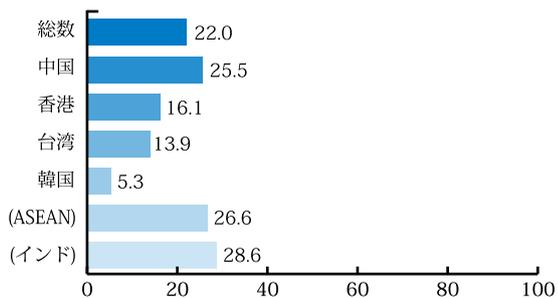
通関に時間を要する



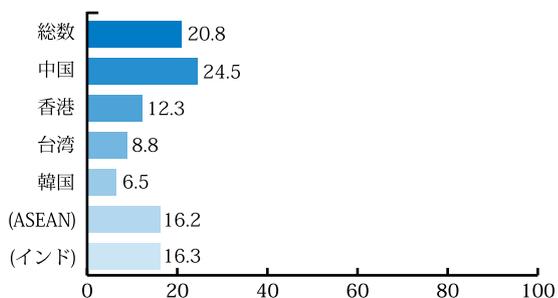
通達・規則内容の周知徹底が不十分



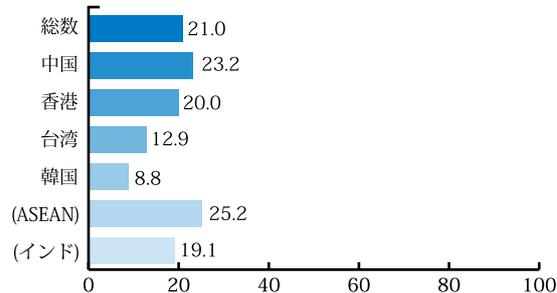
関税の課税評価の査定が不明瞭



検査制度が不明瞭



関税分類の認定基準が不明瞭



また、中国日本商会やジェトロに寄せられる進出日系企業からの具体的な相談としては、以下のような事例が挙げられている。

- (1) 保税区内における取引について、CIFベースで販売した商品の仕入代金(外貨)を海外送金する際に提出を要する書類が多すぎる。具体的には販売先との売買契約、販売先による通関書類(報関単)、販売先からの入金証明(電子底帳)を求められる。販売先からの書類入手の遅れによる仕入先への支払い遅延が発生する等の資金繰りリスクを抱えている。
- (2) 税関での保税原材料の輸出入管理(手冊管理)が煩雑かつ画一的。例えば、加工時のロスや不良品等の廃棄物予定数量を申請させ、加工後の実数との乖離分に課税する、非公開の税関内規を理由に申請が却下される等、不合理な取扱いが多い。
- (3) 通関に伴う規制・制度の突然の変更が多く、輸出入手続きにおいて混乱を招くケースが多発している。また保税区内における各種制度等(税還付、外貨支払い等)についても地域間で運用が異なることが多い。
- (4) 複数の税関で輸入を行っているが、申告税関毎にHS CODEの分類の確認が必要。またルーリングを行ってもその税関のみでしか有効とされない。
- (5) 商品輸入時のHSコードの取得に多大な時間を要する。また、同一の商品なのに通関時

の担当によって異なるHSコード区分と判定されるケースがあり、輸出還付税率が異なるケースが存在する。

- (6) 分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない。そのため本社名義での通関書類作成、捺印など手続きが煩雑且つ時間を要している。
- (7) 輸出入通関と外貨管理が連動しているのは理解できるが、通関後の価格変更について税関の修正申告が困難なため、対応に困るケースがある。
- (8) 税関による通関許可とCIQによる許可が連動していないため、税関に関税、増値税を納付して通関許可となった後に、CIQから輸入禁止を申し渡されることがあり得る。

中国の税関部門は、人的資源が限られる中、効率化、透明度、サービスの向上等に各種の努力を行っており、以前に比べると大きく進歩、改善している部分があることは承知している。しかしながら、未だ改善を要すべき点も多いというのが企業の実感である。貿易は企業のみならず国家間の経済と社会の発展にも結びつくものであり、そこに付随する通関等諸制度の問題を改善・解決することは、大変重要なポイントであると考える。

<建議>

- ① 保税区内における仕入代金（外貨）の海外送金には、一般的な貿易決済に必要な仕入先との売買契約およびインボイスのほか、販売先との売買契約、販売先による通関書類（報関単）、販売先からの入金証明（電子底帳）など提出を要する書類が多すぎる点について改善を希望する。
- ② 税関での保税原材料の輸出入管理（手冊管理）の簡素化および申請手続きの透明化、合理化を希望したい。

- ③ 通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに文書で事前に税関ホームページに掲載するなど、情報開示時期および方法について配慮を望む。
- ④ 同一製品のHS番号が地域や担当者により異なる。国家税関総署から各税関に対し、統一的運用の指示を要望したい。
- ⑤ 企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品についても、ATAカルネの使用を認めていただきたい。
- ⑥ 通関作業の簡素化、迅速化および税関や担当者によって運用・解釈の違いが発生しないよう、通関に伴う規制・制度の統一性、透明性、連続性の確保を要望したい。
- ⑦ 来年にはAMS（事前マニフェスト情報登録）が開始される予定であり、企業にとってはシステム構築等の負荷が大きい。具体的な条件、進捗状況が不透明であり、早期開示を希望したい。
- ⑧ 分公司名義（分公司印）での通関を認めて貰いたい。
- ⑨ 通関後の価格変更について税関の修正申告が困難なため、修正申告手続きに関する柔軟な対応を要望したい。
- ⑩ 税関による通関許可とCIQによる許可手続きを連動させて欲しい。
- ⑪ 生産機械の中古品の輸入手続は煩雑で手間がかかり、また関税も高いので、改善を要望したい。

第4章 税務・会計上の問題点

2009年は世界的な経済危機の影響を受け、中国税収も少なからず影響を余儀なくされる一方で、中国税務当局による課税管理強化の動きは益々強まり、中国に進出する日系企業にとっての税務の重要性はこれまで以上に高まっているといえる。また、最近の中国の税制改正として、2008年の新企業所得税法の施行にはじまり、2009年は中国税収の過半数を占める増値税、営業税、消費税の流通税が改正施行された年であり、中国進出外資企業にとっては、税制改正のアップデートに対し多大な労力が求められている。一方、これまで税務問題の中心を占めていた移転価格税務問題に加え、恒久的施設(PE: Permanent Establishment)課税問題等、従来と異なる角度からの税務問題が降りかかり、中国における企業活動に対し税務の影響はこれまでにない重要な経営テーマとなっている。

また、会計において中国では現在、従来の「企業会計制度」と国際財務報告基準(IFRS)に近いと言われている新「企業会計準則」の二つの制度が存在している。今後中国政府主導で、グローバルな移行が検討される国際財務報告基準(IFRS)に近い新「企業会計準則」への一本化が進むものと思われるが、強制適用のタイミングによっては企業に多大な負担がかかることが予想される。

税務上の問題点

恒久的施設(PE: Permanent Establishment)課税

2008年から施行されている新しい企業所得税法においては、中国非居住者に対する徴税管理がより明確に規定されているが、2009年においてPE

課税の認定における税務問題が各地で頻発している。当該PE問題は二つに区分され、一つは日本を始めとする海外からの出張者に対しPEを認定するものであり、もう一つは国外本社からの派遣駐在員に対しPE認定を行う動きである。前者については、日本からの技術移転の過程において中国での国外本社からの長期出張者に対し、PE認定を行うものである。コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間の解釈をめぐってこれまで問題にされない事例においてもPE認定する事例が多発しており、今後中国への技術移転の阻害要因となる可能性がある。また、後者については、国外派遣駐在員のPE認定が問題されることにより、現在多くの地域で駐在員関連人件費の立替外貨送金にあたっての税務証明が発行されないことから立替送金ができない事態が生じている。

PE課税の認定にあたっては、これまでと異なる解釈で突然問題視されるケースも少なくなく、速やかに税務当局から明確なガイドラインが示されること及び駐在員関連人件費の立替送金を実現するためにも税務当局からの速やかな税務証明の発行が望まれる。

移転価格税制

中国における移転価格税制の企業に求められる対応として、2009年度から関連企業グループ間との取引が一定金額を超える企業等に対して、移転価格税務対応を文書化する作成義務が課された。移転価格文書化については国際税務の潮流でもあり避けて通れない部分ではあるが、個別企業にとっては負担が増すとともに、作成文書に対しては日本の税務にも影響することから、各企業は慎重な対応が望まれる。また、国家税務総局の通達

上は企業の作成保管義務を求めていたが、最近各地税務当局の通達で提出義務を課す地域がいくつかあるため移転価格文書化対応の初年度として若干の混乱が見受けられる。

一方、中国における移転価格調査は、その独立企業間価格での取引に対する挙証責任が個別企業にあることから、中国税務当局により移転価格調査の認定を受けた会社は対応に多大なコストを強いられることになる。また、移転価格調査は各地で活発に行われており、交渉の過程において税務当局が求める利益率が、経済状況、業界動向等の市場を反映しない高い利益率が要求されるケースが少なくない。

流通税（増値税・営業税・消費税）

中国の流通税である増値税、営業税、消費税に対して2009年に新しい暫定条例が施行された。生産企業に最も影響のある増値税における改正の焦点は、これまで仕入税額控除が認められなかった固定資産にかかわる仕入増値税の控除が認められることになったことである。一方で、仕入増値税の不還付についてはこれまでの扱いと同様に輸出企業にとっては、不還付率より生じるコスト負担を強いられることになる。当該不還付率の設定については、突然変更されることが少なくないため、対象企業にとっては予算管理、財務管理上の実務において多大な混乱を招くケースが少なくない。

営業税改正のポイントで大きな点は、納税義務の判定基準に関して従来の「属地主義」（役務提供地に基づく判断）から「属人基準」（役務の提供をする或いは受ける者の所在地に基づく判断）に変更された点である。これまで役務の発生が国外であれば営業税の納税が生じなかったが、当該改正により、当該契約当事者に中国の会社或いは個人が含まれていれば納税義務が発生するため留意が必要である。他方、外国当事者間のみ契約関係で中国の会社或いは個人が介在しない場合には、中国において営業税の納税が不要となった。いずれにしても、新しい営業税法においては、納税義務の判定基準が変更されているためクロス

ボーダーの契約関係が存在する会社においては変更の影響を個別に検討する必要がある。また、ある地域では駐在員関連人件費の立替外貨送金にあたっての税務証明が発行されないことから立替送金ができない事態に伴い、営業税の納税を強いられるケースが生じているので留意が必要である。

徴税管理

現在の中国の税収管理関連法規において、税務当局の課税判定に不服がある場合、現行の税法においては最終的に人民法院への不服申し立てが認められる制度となっている。しかしながら、実務的には不服申し立ての条件として、課税認定を受けた税額を一旦納税しなければ不服申し立ての権利が得られないとともに、実際に外資企業が人民法院に不服申し立てをして最終的に望ましい判断が得られるかに対して不安をぬぐいきれず、実務の上では定着していないのが現状である。納税者の立場からは税制及び法令の整備には一定の成果を認める一方で、実質的な納税者の権益保護が望まれるところである。

また、2009年においては、中国各地で企業の納税状況の自主点検が求められたが、遡及期間が長いケースや点検結果の報告期限が短いケースも多々あり、対応する企業では混乱するケースが多かった。今後、納税者に自主点検を求める場合には、報告する企業の実務への影響を考慮し、余裕ある事前通知と共にある程度時間的猶予の確保が求められる。

会計上の問題点

現在中国では、従来の「企業会計制度」と国際財務報告基準（IFRS）に近いと言われている新「企業会計準則」の二つの制度が存在している。法的には新「企業会計準則」の適用対象は、中国上場企業および特定業種企業、大型国有企業のみが義務化され、それ以外の多くの外資企業ではその適用が奨励されているのみで義務化はされていない。しかしながら、一部の地域では外資企業に対しても新「企業会計準則」の適用が義務化され

ている状況が存在し、中国国内の複数地域で事業を営む外資企業にとっては、同じ中国であるにもかかわらず進出地域によって異なる会計制度の採用を余儀なくされている状況が存在している。今後中国政府主導で、IFRSに近い新「企業会計準則」への一本化が進むものと思われる。個別企業にとって会計基準の変更は、システム対応および親会社への報告対応において企業に多大な負担がかかることが予想される。強制適用のタイミングに対しては、可能な限り事前にかつ全中国で統一した対応が期待される。

また、会計年度に関して先進国の多くでは、企業独自の判断で設定することができる。しかしながら中国では、暦年12月末決算が義務化され、それ以外の決算期を選択することは実質的に許されない。日本の会計制度における連結財務諸表の作成に際しては、子会社の決算差異が現在は3ヶ月許容されているが、今後日本もIFRS適用に移行された場合には当該3ヶ月差異の許容は認められなくなる。海外からの投資活動に会計決算の過大な負担を避けるために、他の先進国同様に会社の自主的判断で会社決算期の選択ができる法的対応が望まれる。

＜建議＞

- ① 海外から中国への長期出張者に対する技術コンサルティングおよびプロジェクト管理期間の解釈において不当にPE認定されることなく、これまで同様に海外から中国への技術移転が阻害されない対応を希望したい。
- ② 海外本社から中国への派遣駐在員に対し、不当にPEの嫌疑をかけることなく、企業の申請に基づき海外本社立替駐在員費用の海外送金を速やかに実現する対応を希望したい。
- ③ 移転価格の文書化対応において地域格差をなくすとともに、移転価格調査の段階

においては利益率ありきの硬直的対応でなく、個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上での税務当局の対応を希望したい。

- ④ 輸出品にかかわる仕入増値税の控除に対して、還付率を突然変更することなく事前に周知した上での変更を希望するとともに、最終的には全輸出品に対して全額の仕入増値税還付が実現することを希望したい。
- ⑤ 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し、納税者にとって利用可能な不服申し立ての機会を創出するとともに、納税者に対する各種通達の公布、自主点検要求等に対しては納税者に十分な準備期間を与える配慮を希望したい。
- ⑥ 現在多くの日系外資企業は、従来より存在する「企業会計制度」を採用している。今後外資企業に対し新「企業会計準則」の採用を義務化する場合には、個別企業の事前準備期間を考慮した対応が望まれる。
- ⑦ 現在グローバルでIFRS決算対応への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算対応のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できる中国企業会計制度の柔軟的な対応が望まれる。

第5章 労務上の問題点

労働契約法が施行された後、労働紛争案件の発生が非常に増えている。北京市を例にとると、2009年の一年間において北京市労働仲裁委員会が受理した労働紛争案件の件数は73,000件あまりに上り、2008年に比べて27,000件あまり増加している。北京市三級法院が一审で受理した労働紛争案件は21,935件で、2008年に比べて46%増えており、このうち二審に入ったのは8,094件で、2008年に比べて96%増加している。また、2009年に北京市で発生した労働仲裁案件の目的額は人民幣10億元近くに上る。現在、労働者の権利保護意識が高まっているため、企業が労務問題を適切に処理できず、労使紛争が一旦発生した場合、企業の生産及び発展に重大な影響がもたらされることが予想される。2009年の労務関係に関する注意点について、以下のとおり分析する。

労働契約法施行後の紛争案件の特徴及び最新の立法動向

労働契約法の施行後に発生した労働紛争案件は主として、労働契約の締結、経済補償金の計算方法及び支払い、賃金報酬（時間外勤務賃金を含む）、社会保険費用の納入及び従業員の人事記録ファイル、社会保険の移転など5つの点に集中している。労働紛争案件の件数増加が加速しているため、各地の仲裁機関と裁判所の間で審理基準を統一し、できる限り早急に案件の審理を終了するよう仲裁員や裁判官を指導するため、多くの地方で、地方性の規定が公布された。その中の代表的なものとして、2009年9月北京市高級人民法院及び北京市労働紛争仲裁委員会が共同で公布した『労働紛争案件の法律適用問題に関するフォーラ

ム議事録』及び2009年3月に上海市高級人民法院が公布した『「労働契約法」の適用にかかる若干問題に関する意見』（滬高法【2009】73号）、2008年6月に広東省高級人民法院及び広東省労働紛争仲裁委員会が共同で公布した『「労働紛争調停仲裁法」及び「労働契約法」の適用にかかる若干問題に関する指導意見』が挙げられる。このほか、江蘇省及び湖南省なども同様に審理ガイドラインを公布している。従って、日系企業は労働契約法など全国にて統一的に適用される法律規定を理解する必要があるのみならず、企業の所在地にて適用される地方性の規定をも理解する必要がある。

最高人民法院では、全国範囲において適用される労働紛争案件の審理に関する2つの司法解釈の制定を予定しているとのことであるが、具体的な公布期日は未確定である。

労務管理及び雇用に関する問題点

既に定年退職している従業員や間もなく定年退職を迎える従業員の雇用に関する処理方法

日系企業が既に定年退職している従業員を雇用する必要がある場合、既に定年退職している従業員は労働契約を締結する適格主体ではないため、労働契約を締結するしかないことに注意が必要である。労働契約は民事契約の一種であり、従業員は労災待遇を享受することができないため、リスクが大きい。そのため、企業として当該従業員のために民間の商業保険をかけることが必要となる。また、間もなく定年退職を迎える従業員（高級管理職員を含む）について、もし、雇用期間を延長する必要がある場合、当該従業員が正式に定年退職した後に社会保険を享受できないという事

態が発生することを避けるため、事前に社会保障部門にて継続雇用に関する手続きをし、定年退職手続きを延期するという方法が採用可能である。定年退職の延期期間において、当該従業員は労災保険を含む社会保険を引き続き享受することができる。

勤務時間のフレキシブルな運用

勤務時間制度には、標準勤務時間制度、総合勤務時間制度及び不定時勤務時間制度の3種類がある。企業は、従業員の職務内容を踏まえ、異なる勤務時間制度を適用することも可能である。標準勤務時間制度は一般の職員に適用され、週5日、一日8時間の勤務時間制度を執行する。土曜・日曜を労働者の休日とすると法律により定められているのではないため、企業は、業務上の必要性に応じて、土曜・日曜に従業員の勤務を手配することも可能である。しかし、その場合には標準勤務時間制度に定められた時間制限を超えてはならないことに注意が必要である。総合勤務時間制度及び不定時勤務時間制度はいずれも、規定に基づき、事前に申請して労働部門より審査認可を得られた後に実行できるとされている。季節的な要素の生産への影響が大きく、労働密集型の外資企業は、総合勤務時間制度を採用することにより、生産コストを引下げることが可能となる。また、広告業界や研究開発を主とする企業は、不定時勤務時間制度を採用することによるメリットが大きい。

労働契約及び労務派遣職員の契約の更新について

2008年1月1日の労働契約法施行後において、企業が従業員との間で締結した労働契約が短期の労働契約である場合、固定期間のある労働契約を2回締結する可能性がいずれ発生する。固定期間のある労働契約を2回締結した後に更に更新する場合、一般的に言って、企業側は従業員との間で固定期間のない労働契約を締結するしかないとされている。したがって、固定期間のある労働契約を2回目に締結する前に、企業として、1回目の労働契約期間における当該従業員に対する考課結果を踏まえ、2回目の固定期間のある労働契約を締結するか否かを慎重に考慮する必要がある。

労務派遣職員を採用する代表処などについても同様に、労務派遣契約にて「2回連続して派遣を受けたことにより固定期間のない派遣契約に変更しなければならない」と約定されているという問題が存在する。したがって、代表処は、派遣会社から同一の派遣従業員について2回目の派遣を受けるか否かについても慎重に決定する必要がある。

時間外勤務時間、時間外勤務賃金の基数及び年次有給休暇について

時間外勤務時間及び時間外勤務賃金の基数の認定について、企業として就業規則そのもの及び時間外勤務制度の具体的なプロセスを明確にし、時間外勤務時間の認定について、原則的に担当責任者の署名による確認を要することに注意が必要となる。従業員がタイムカード上の記録のみを証拠として時間外勤務時間の認定を要求する場合、仲裁部門はこれを認めないのが一般的である。時間外勤務賃金の基数は一般的に、労働契約において約定された賃金基準に基づいて計算し、労働契約に約定された賃金基準以外に別途支給される手当や補助については、北京市では通常、時間外勤務賃金の基数として認定していない。法定年次有給休暇については、従業員が取得すべき日数を取得しきれなかったために、企業側が年次有給休暇を買取らなければならない事態が発生することを避けるため、通常、事前に手配する必要がある。

時間外勤務賃金の支払い基準について、法定祝祭日に時間外勤務をさせた場合、従業員に対して400%の賃金（そのうち時間外勤務賃金部分は300%）を支払わなければならないが、従業員が年次有給休暇を取得しなかったために企業に対してその買取りを要求した場合、200%の賃金を別途支払えばよいことに注意が必要である。

経済補償金について

従業員の労働契約期間は、2008年1月1日を挟むケースが多いため、経済補償金を計算する際、2008年1月1日前後のいずれの期間についても経済補償を支払う必要のある場合、北京においては、2008年1月1日以前とそれ以降に分けて計算

する必要がある。しかし、経済補償金の基準は、労働者の労働契約の解除又は終了前の12ヶ月の平均賃金であり、2008年1月1日以前とそれ以降に分けて計算しない。

社会保障及び休暇など福利に関する問題点

基本年金の自由移転について

2009年12月28日、中国国務院弁公庁は『都市・鎮企業従業員の基本年金関係の移転に関する暫定弁法に関する人的資源社会保障部及び財政部の通知』（国弁発〔2009〕66号）を公布し、中国人従業員が省を跨いで就業するケースにおいて年金関係を自由に移転できないという問題を解決した。当該規定の公布により、中国の複数の省に企業を設立している外商投資企業にとって言えば、従業員が内部異動する際に社会保険の移転手続きをすることも可能となる。

類別ごとの従業員の社会保険の種類および基準について

中国では依然として統一された社会保険法が公布されていないため、従業員の戸籍種類によって納付を必要とする社会保険の種類及び基準も異なるほか、同一の地区における社会保険にかかる政策も弛まず変化している。例えば、農村戸籍の従業員が北京市内で就業する場合、2009年においては、月最低賃金基準である800元の基数に照らして社会保険費用を納付することができるとされていたが、北京市社会保険基金センターが2010年1月に公布した『農民労働者の年金加入に関する問題についての緊急通知』によれば、2010年1月から、農民労働者が北京で社会保険費用を納める場合も実際の賃金基準に照らして計算する必要があると規定された。

労災認定について

労災認定について、『労働災害保険条例』によれば、使用者は、事故・傷害が発生した日から30日以内に、現地の労働保障部門にて労災認定申請をしなければならず、使用者が上に述べた期間内

に認定申請をしない場合、傷害を受けた従業員は1年以内に、自ら労災認定申請をすることができる」と規定されている。しかしながら、もし、派遣従業員に労災が発生した場合には、派遣機関より労働部門に対して労災認定を申請する必要がある。

病気休暇及び私事休暇における賃金及び医療期間について

従業員の病気休暇について、企業は、就業規則中の病気休暇期間における賃金規定基準に照らして病気休暇期間における賃金を支払うことができるが、最低でも現地の最低賃金の80%を下回ってはならない。上海や広州などでは、勤続年数及び病気休暇期間の長さによって病気休暇期間における賃金を支払うと規定していることに注意が必要である。医療期間における賃金待遇は、病気休暇期間における賃金基準と同様である。私事休暇について、企業は賃金報酬を支払わないことも可能である。

労働契約期間が間もなく満了するという時に従業員が病気休暇に入るというケースもあり得るが、このような場合、医療期間であれば、企業としては、病気休暇の終了日まで労働契約の期間を延長して労働契約を終了するしかない。但し、医療期間において、企業は病気休暇期間における賃金基準に照らして賃金を支払うことも可能である。

外国人の就業に関する問題

外国人の就業証について

外国人の就業証手続きについて、一般的に言って、年齢は満60歳を超えてはならないとされる。代表処の首席代表又は会社の高級管理職員であれば、各地方とも年齢制限は若干緩やかである。もし、就業証の有効期間が間もなく満了したり、又は別の都市に行き就業するというケースであれば、就業証の有効期間満了前に、就業証の移転手続きを行うことが望ましい。さもなければ、就業証の手続きを改めて行う場合と同様の書類を提出しなければならない。

外国人の労災保険について

外国人が中国にて就業する場合、所在地により納付可能な保険の種類も異なる。例えば、外国人が北京で就業する場合、国籍の違いにより、納付可能な保険の種類も異なるが、一般的に言って、労災保険費用は納付することができる。上海で就業する場合、一般的に、年金、労災及び医療保険の3つを納付することができる。天津では社会保険費用の納付について何ら制限はない。一方、青島などで就業する場合、一般的に、保険費用の納付手続きをすることはできない。

代表処の代表派遣について

『外国企業常駐代表機構の登記管理をよりいっそう強化することに関する通知』（工商外企字[2010]4号）によれば、代表機構代表の登記証の有効期間は、1年に統一され、代表機構代表（首席代表を含む。）の人数は原則として4人を超えてはならないと規定された。これについて、北京では一般的に4とおりの状況に分けて処理している。

- (i) 通知の公布前において、代表機構代表の人数が4人を超えていた場合、首席代表及び代表を交代しないことを前提として、原則的に現状を維持することができ、ならびに代表の所有する代表証を有効期間まで継続することができ、代表機構に対し代表を抹消することは強制しない。
- (ii) 通知の公布前において、代表機構代表の人数が4人を超えていたケースで、首席代表又は代表を交代する必要がある場合、工商部門は超過した分の代表を抹消するよう強制的に要求してくる。超過分の代表を抹消しない場合、変更登記手続きを行うことができなくなる。
- (iii) 通知の公布後において新たに設立される代表機構の代表人数は、4人を超えてはならない。
- (iv) 特別な業界（例えば、証券業、保険業及び航空業など）に属する代表機構について

は、関連する業界主管部門より特別審査認可を受けた後、『通知』に規定される代表人数の制限を受けないことも可能である。

その他方面

就業規則の制定及び修正について

就業規則の制定は、労働契約法に規定されるプロセスを遵守した場合に限り、合法且つ有効となる。実務においては、以下の2点に特に注意が必要である。一つは、企業が規則制度に基づいて労働者との間で締結した労働契約を解除する際に、具体的な制度上の根拠とするため、企業が制定する規則制度を早急に細分化し、合法化することである。二つ目は、企業として、民主的プロセスを経て規則制度を制定し、既に労働者に対して公示且つ告知していることを示す書面の証拠資料を適切に保管すべきである。こうすることにより、紛争が発生した場合に、規則制度の制定が合法且つ有効であることを証明することができる。

非全日制雇用について

非全日制雇用は、労働契約の解除にあたり経済補償を支払う必要がなく、労働契約を随時解除することができるため、アルバイトのような雇用方式について非全日制の雇用方法を採用することも可能である。但し、非全日制雇用の労働契約を締結する場合、勤務時間について、特に休日及び法定祝祭日における勤務ならびにその報酬について約定しておく必要があるほか、不測の事故に備え、従業員のために労災保険費用を納付する必要がある。しかしながら、非全日制の雇用方法を採用する従業員のために年金、失業、医療及び生育保険費用を納付しないこともできる。

＜建議＞

- ①労働契約法実施細則には、一貫性・整合性に欠ける内容がある。企業人事施策に影響を及ぼすため、更なる明確化を希望する。例えば、固定期間の定めのない労働契約について、2回目の更新の際、使用者側から拒否できないという解釈もあるが、この解釈の正否につき、早急に、統一且つ明確な解釈を示すことが望まれる。
- ②労働契約法の具体的運用基準やQ&A・判例等実務ガイドラインをタイムリーに作成・公表することが望まれる。
- ③派遣従業員は一般に「臨時的、補助的若しくは代替的な業務の職場」に適用となっているが、外国企業の駐在所（代表処）は、直接雇用を禁止されており、人材派遣会社からの派遣労働者を採用するしかないとされている。その一方で外国企業の駐在所（代表処）は「臨時的、補助的若しくは代替的な業務の職場」ではないとされている。この矛盾を労務派遣に関する規定の公布等により解消することが望まれる。
- ④人材派遣会社は、派遣社員との契約におけるすべてのリスクを外国企業の駐在所（代表処）に求めている。これでは人材派遣会社の存在価値が無い。外国企業の駐在所（代表処）が従業員を直接雇用できるようにすることを希望したい。
- ⑤変形労働時間制を導入し、生産工場において、生産の繁閑に合わせて、月や週の労働時間の規制を遵守することを前提として、ある程度融通の利く労働シフト形態を取ることが出来るような法改正が望まれる。不定時労働時間の申請条件の緩和及び法律に定められる時間外勤務時間の上限（1日3時間、月36時間）の緩和を希望したい。
- ⑥就業ビザ発給に関する年齢制限（60歳未満）、学歴制限（大卒以上）、職務経験年数制限（2年以上）の緩和ならびに就業ビザ取得企業の所在地以外の地方での勤務（家族も含め）が認められるよう希望したい。
- ⑦出来高払いの従業員に対する法定祝祭日の賃金はどう支払えばよいのか明示されることを希望したい。
- ⑧安易な労働仲裁・訴訟が横行しており、これに費やされる企業側のコストが膨らんでいる。労働者側に仲裁費用がかからない過保護ともいえる状況では、倫理観の欠如した要求がまかり通ってしまうので検討することを希望したい。
- ⑨『外国企業常駐代表機構の登記管理をよりいっそう強化することに関する通知』には、外国企業が新設する駐在員事務所の代表人数を4人以内に制限する、登記証の有効期限を原則1年に限定することなどが規定されている。上記の通知は事務所の事務負担を増加するものであり、また中国の外商投資産業指導目録によれば、業種によっては現地法人化に規制がある場合もあり、上記通知実施による企業への影響は大きい。企業の現状を考慮した現実的な対応を要望したい。

第6章 知的財産権保護の 現状と問題点

法整備の状況

2009年の知的財産法における大きな動きとして、10月1日から施行された「第3次改正専利法」とその関連規定にあたる「中華人民共和國専利法実施細則」の公布があげられる。当初「専利法実施細則」は専利法と同じく10月1日に施行される予定だったが、建国60周年の記念行事の影響で全人代常務委員会での審議が遅れ、2010年2月1日ようやく施行された。それに合わせ審査官の審査ガイドラインにあたる「審査指南」も同日施行されている。

また専利法改正の影響を受け、「最高人民法院の専利権紛争事件の審理の法律適用に関する若干問題の解釈」が2010年1月1日に施行され、特許権侵害に係る司法の面でも法改正の動きがあった。以下では上記法律の概要について紹介したい。

第3次改正専利法は、計76条からなり、現行法の36条分の見直しが行なわれた。注目すべきポイントは、以下の3点。

① 遺伝資源を利用した発明に係わる出願を初めて明記し、「出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する」と定めたこと（第26条）。また「法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、特許権を付与しない」との罰則規定を明記した（第5条）。

② 意匠特許の出願に際して、「特許出願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する」（第27条）と規定され、「意匠の簡単な説明」が出願書類として明記された。また「意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる」（第59条）とされ、「意匠の簡単な説明」が意匠の解釈に用いることが明文化された。

③ 改正専利法63条は「特許を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は20万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する」と定めた。これは、現行法の第58条と59条に、刑事責任追及を付加した内容となっている。

専利法実施細則は、①総則、②専利出願、③専利出願の審査・批准、④専利出願の複審⑤専利権の無効宣告、⑥専利実施の強制許諾、⑦職務発明創造の発明者と設計者に対する奨励・報奨、⑧専利権の保護、⑨専利権の登録および専利公報・費用、⑩国際出願に関する特別規定、⑪附則の11章123条からなっている。

日系企業が最も注目していた「職務発明創造の発明者と設計者に対する奨励・報奨」については、第77条に「特許権が付与された機関は、発明者又は考案者と専利法第16条に規定する奨励、

報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権公告日より3ヵ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない」と明記。報奨については「発明特許一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならない」とこととなった。前細則では発明特許の報奨金は2,000元、実用新案と意匠では500元であったため、今回の改正で企業側の負担が増える。社内規定の見直しといった対応も必要となる。

「最高人民法院の専利権紛争事件の審理の法律適用に関する若干問題の解釈」は20条からなり、2010年1月1日より施行。同司法解釈の主なポイントは以下の2点である。

- ①第16条で、賠償額の算定について明記。「その他の権利により発生する利益は、合理的に控除しなければならない」と規定され、当該製品の利益全体に基づいて権利侵害者の獲得した利益を確定するのではなく、権利侵害者が本案件の特許権を侵害したことで獲得した利益に限り算定されることとなる。
- ②第18条で、権利侵害に当たらないと確認する制度の構築が、司法解釈の中で明記されたのは初めてのこと。また訴訟提起の時期的要件も明確化されている。

また2010年2月1日に「地方各級人民法院の管轄する第一審知的財産権民事案件基準を調整することについての通知」が公布された。今後、高級人民法院から第一審を始める際には、①訴訟対象金額が2億元以上の案件、②訴訟対象金額が1億元以上かつ外国、香港、マカオ、台湾に関する案件であることが条件となった。今までは訴訟対象金額が1億元以上の案件、また訴訟対象金額が8,000万元以上かつ外国案件であったため、金額面での条件がより厳しくなった。

商標法の改正状況だが、2009年末に国務院に提出された模様。ジェットロ北京が入手した2009

年6月時点での商標法改正草案では、計79条からなり、現行法の64条から15条増えている。特に第62条の「商標権侵害行為」については、新たに4項目の具体的行為が追加された。「他人の商標権を侵害する行為のために、故意に倉庫保管、輸送、郵送、隠匿、生産に必要な工具、生産技術または経営場所などの便宜を供し、或いは故意に他人の登録商標に近似する商標を製造または販売する場合」と規定された同条第6項は、模倣被害で苦しむ日系企業には評価できる内容となっている。また官民合同知財保護ミッションで毎年要請していた「再犯業者の重罰化」については、第67条で「工商行政管理部門は商標侵害行為を複数回行っていたものに対して、より厳重な処罰を科すべきである」と明記された。

しかし問題のある条項も多く、例えば「登録不許可行為」を記した第34条では「出願された商標が、同一又は類似の商品に他人が中国において先に使用している商標と同一又は近似であり、出願人がその他人との間の契約や業務上の往来、地域的關係またはその他の關係から当該他人の商標の存在を明らかに知っている場合、登録を許可しない」と規定。「中国において先に使用」と限定されることにより、中国における日本の地名や有名ブランドの抜け駆け商標登録の問題解決がより困難となってしまう恐れがある。

今後同条項を「中国または外国において」と修正されるよう各方面から提案していく必要があり、今後の法改正の動向や国務院や全人代でのパブリックコメントの実施について、注視する必要がある。

不正競争防止法も国務院で審議されているが、改正スケジュールは今のところ公になっていない。著作権法は2001年より改正はされていないが、2010年2月に国務院にて一部条項について審議がされた。2010年内にはなんらかの動きがある可能性が高い。

中国政府の知的財産権保護の取組

ここでは模倣品の水際対策をおこなう税関と侵害案件の刑事訴追を担当する検察院の取組について紹介する。

2009年、全国の各税関は65,192件の知財権侵害案件を摘発した。侵害の疑いのある貨物1億8,100万点が差し押さえられ、金額では3億7千万元に達した。税関総署では2009年6月1日から12月31日まで、各地の税関で郵送物やEMSを対象に知的財産権保護の特別キャンペーンを展開。侵害が多発する郵送物に対する重点検査を強化した。国際郵便業務、高速配達サービスのエクスプレス業務などが急速に発展するのに伴い、郵便物が模倣品を国外に流通する場合の重要ルートとなっている。速報値によれば、キャンペーン期間中に侵害案件37,784件を摘発し、261万9,600点で総額6,194万5千円の物品を差し押さえたと発表した。また2009年12月10日の人民日報の報道によると、北京税関は、通州科技园内の金橋科技産業拠点で、知財権侵害の腕時計、携帯電話、スピーカー等、約2万点を摘発。2008年に全国の税関が摘発した権利侵害輸出品のうち、約80%が郵便を利用したものだった。

また全国の検察機関は、知的財産権をめぐる犯罪の摘発に力をいれている。2009年1月から9月の期間、各検察院が知的財産権に関連する909件の犯罪事件、容疑者1,554人に逮捕状を発付したと発表。知的財産権犯罪に対しても、検察職能の強化が進められていることを説明している。

しかし2009年3月に実施した中国日本商会IPG会員向けのアンケート調査によると、中国における知財保護の改善状況については、48.7%が「変化なし」、14.5%が「悪化傾向」にあると回答。被害を受けている企業側の感触としては、必ずしも中国側の取組が功を奏しているとは感じていない結果となっている。

日本の取組・中国政府との連携強化

中国における知財問題は、日系企業独自の摘発活動と平行して各業界団体の連携や中国政府機

関への要請など、多角的に対応していく必要がある。中国日本商会内には、中国での模倣品対策を中心とした問題に対応するために、業種横断的に組織された「中国日本商会IPG」がある。現在73社が参加し、2009年度は日系企業に必要な知財情報を共有する計6回の全体会合と計9回の専門委員会を開催した。

また知財関連の法改正時におこなわれるパブリックコメントに際しては、積極的に商会会員企業の意見を集約し、以下の通り9度にわたり意見具申を行った。

2009年4月1日
国务院法制办公室の「専利法実施条例・意見募集稿」に対する意見書提出

2009年6月25日
国家工商行政管理総局商標局の「商標法・意見募集稿」に対する意見書提出

2009年7月10日
最高人民法院の「特許権侵害紛争の司法解釈・意見募集稿」に対する意見書提出

2009年8月7日
国家知識産権局の「専利法審査指南・意見募集稿」に対する意見書提出

2009年11月30日
国家標準化委員会の「特許に係る国家標準制改定の管理規定（暫定施行）・意見募集稿」に対する意見書提出

2009年12月25日
国务院法制办公室の「知的財産権税関保護条例・意見募集稿」に対する意見書提出

2010年2月5日
国务院法制办公室の「政府調達法実施条例・意見募集稿」に対する意見書提出

2010年2月26日
中国標準化研究院の「国家標準の特許に係る処置規則・意見募集稿」に対する意見書提出

2010年3月31日
国务院法制办公室の「商標法・意見募集稿」に対する意見書提出

地方政府に対しては、2004年より実効的な知財保護対策を求めるため、商会会員企業の参加を得て全国各地で地方取締機関の担当官向けに、日系企業の中国人担当者が直接中国語で真贋判定を教示するエンフォースメントセミナーを開催している。2009年度は商標を管轄している工商行政管理局と製品品質を管轄している質量技術監督局に対し、計6回のセミナーを実施した。

各社15分ほどの持ち時間でパワーポイントを利用しながら真贋方法を発表するほか、会場にはブースを設置し、実際にニセモノの商品を手に取りながら見比べることができるよう工夫を凝らしている。今後もこのような活動を継続することによってニセモノ被害の減少につながると思われる。来年度も商会会員企業の意見を反映し、中国政府に対し知財保護の要請や協力を進めていきたいと考えている。

<地方工商行政管理局向け>

2009年4月21日

浙江省寧波市工商行政管理局向けセミナー：4社参加

2009年11月10日

第3回商標節での日中商標保護座談会：5社参加

2009年12月16日

北京市工商行政管理局向けセミナー：14社参加

2009年12月18日

北京市工商行政管理局海淀分局向けセミナー：14社参加

<地方質量技術監督局向け>

2009年7月2日

河北省質量技術監督局向けセミナー：11社参加

2009年11月20日

甘肅省質量技術監督局向けセミナー：8社参加

問題点と建議事項

2009年2月に高市早苗・前経済産業副大臣と中村邦夫・パナソニック会長が参加した第6回知的財産保護官民合同訪中代表団が訪中し、商務部や国家工商行政管理総局を含む8政府機関を訪問し、模倣品対策の実施面での問題点改善について

主に以下の5点について要請した。

- ①地名・普通名称等の冒認商標出願問題に関する改善要請
- ②模倣品の取締強化に関して、全国統一的な法執行の確保、再犯・巧妙事案に対する一層の取締強化、不競法上の形態模倣行為規制の導入を要請
- ③製品品質法に基づく模倣品の取締強化に関して、全国統一的な法執行の確保、違法農薬の取締強化を要請
- ④知財に関する司法保護強化に関して、「知的財産権専門法廷」の早期設置、全国レベルでの裁判官の能力向上等を要請
- ⑤インターネット上の違法アップロードに関する対策の推進

また12月には第7回知的財産保護官民合同訪中代表団の実務レベルミッションが派遣され、8政府機関と意見交換をおこなった。特に①権利侵害者及び間接関与者への罰則強化と②再度の模倣品の製造・販売行為（再犯）に対する厳罰化を各機関に要請している。

日系企業の多くは、商標権侵害の手口で自社製品の模倣品被害を受けている。特に消費者を誤認混同させるような類似商標による被害や香港等で有名ブランドの商号を登記し、その商標の類似製品を売るといった被害事例が報告されている。製造段階ではノーブランドで製造し、最後の販売になった際に、商標を付け販売する方法など、その手口は年々巧妙化している。また模倣品のインターネット上の売買が中国発の模倣品の輸出に拍車をかけており、今後、製造元 - 輸送 - 輸出 - 輸入までの「サプライチェーン全体」に対し網羅的な対策も必要となってくるだろう。またこれらに対する関連法規の整備も進める必要がある。

取締の面では、実務上、模倣品拠点の調査と摘発において調査会社に頼る側面が大きく、政府当

局による自主的摘発が非常に少ない。また行政罰から刑事罰へ移管させる際のハードルが高く、その際の基準となる価格算定方法が不透明のところが多く改善の余地が多い。

これらの手続きにおいても、中央と地方、大都市と中小都市の間に法運用において対応の温度差が存在する。2009年3月に実施した中国日本商会IPG会員向けのアンケート調査によると、模倣品製造地域のワーストワンは広東省で、次いで浙江省、江蘇省という結果であった。各省での法執行の透明性や効率性、均一性においても日系企業から改善の要求が寄せられている。行政法執行機関は、案件の処理の結果をタイムリーに権利者に知らせるべきであり、関連法規に「管理部門が権利者の通報により侵害行為摘発後、取締結果を権利者に書面で通知すること」といった条項等を追加するなど、各省均一となる対応を目指し、地方保護主義の是正を目指してほしい。

慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を要望したい。また上位規定である「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定」が制定されるまでは、「国家標準の特許に係る処置規則」の検討は十分に企業の意見を聞いて対応することを要望したい。

<建議>

- ① 巧妙化する模倣品と有名ブランドただ乗り行為の取締強化を要望したい。
- ② 模倣品のインターネット販売に対する取締強化を要望したい。
- ③ 刑事罰の強化と運用の透明化と再度の模倣品の製造・販売行為(再犯)に対する厳罰化を要望したい。
- ④ 当局による自発的模倣品取締の強化を要望したい。
- ⑤ 地方保護主義の壁を無くした知財保護の実現を要望したい。
- ⑥ 「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定(暫定施行)」に関し、中国国家管理標準化委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配

第7章 省エネ・環境産業・市場の現状と課題

省エネ・環境産業の現状

新たな経済成長分野

政府は、省エネ・環境産業の発展をますます重視している。近年、政府が打ち出す循環経済、低炭素経済関連の政策により、政府からの投資額は拡大し、関連市場は急速に発展しており、省エネ・環境産業は既に中国の新たな経済成長分野となっている。

市場規模の拡大

省エネ・環境産業の「第十一次五カ年計画」（2006年—2010年）期間での発展は目覚しく、市場の規模も急速に拡大している。正式に発表された統計データはまだないが、政府要人の発言からその規模を伺うことができる。「市場規模は、環境保全分野だけでも2010年までに1兆元を突破すると予測されている。」（呉曉青環境保護部副部長の発言〈2009.9〉）。「省エネ・環境産業全体の総生産額は、2012年に2.8兆元に達する見込みである。」（第四回中日省エネ・環境フォーラムでの解振華国家発展・改革委員会副主任の発言〈2009.11〉）

政府による投資の増加

「第十一次五カ年計画」の「省能減排」（省エネ・廃棄物排出の削減）策によって、中央・地方政府による省エネ・環境関連産業分野への投資規模が更に拡大している。「四兆元」の大型公的投資のうち、「省能減排」と環境保護関連分野へは2,100億元の投資を行う。2008年、全国環境汚染対策として4,490.3億元の資金を投入し、同年国民総生産GDPの1.49%まで拡大している。都市部インフラ整備分野への投資も拡大し、下水分野に

496億元、ごみ処理関連分野に222.1億元を投入している（出典：国家統計局）。更に、策定中の中国「第十二次五カ年計画」（2011年—2015年）期間中の環境保全関連投資額は3兆元に達するという予測もあった（呉曉青環境保護部副部長の発言〈2009.12〉）。

関連業界発展の加速

中国国内の省エネ・環境関連市場の発展に伴い、設備、投資、技術に対する需要は拡大しており、関連企業の発展を促進している。近年、中国では水処理、ごみ処理、風力発電、太陽発電等分野において、数多くの有力企業が育成され、国有大手企業だけではなく国内・海外で上場を果たすほど成長した民間大手企業の数も年々増えている。本業が環境関連以外の大手企業も資本参加や直接投資の形で省エネ・環境産業に積極的に参入し、業界全体の発展に繋がっている。

主な有望分野の動向

水関連分野

下水処理

中国の生活下水処理事業は政府主導で展開してきたが、近年、特に2002年の「市政公用事業市場化」改革の実施以来、民間資本の参加が広く認められ、国内企業及び外資企業が積極的に当該分野に進出している。推計ではあるが、2007年までに既に1,600にのぼる水関連企業が中国の水市場で事業を展開していると見られる。そのうち、設備関連企業の数是最も多く、投資運営、コンサルタント・サービス、設計サービス関連企業も多く存在している。企業による市場参入は設備販売のほ

か、大手企業のBOT、TOT方式による事業全体の建設、運営を担当するケースが多く見られ、2008年だけで、民間資本による下水処理施設建設プロジェクトの契約数は80件を超えていると見られるが、そのうち、外資企業の進出による建設プロジェクトも多く見られる。2009年も引き続き民間投資は積極的に行われているが、金融危機対策として行われた政府からの「四兆元」にものぼる大型公的投資の実行が、水分野における民間運営企業の投資活動に影響を及ぼしている。

汚泥処理

下水処理施設の整備拡大に伴い、中国の汚泥処理問題も徐々に顕在化している。2009年、中国では一日に10万トン以上の汚泥が発生し、2010年末までに年間6,000万トンの汚泥が発生すると予測されている。汚泥処理は既に環境関連の重要分野の一つになっている。近年、中国の汚泥処理関連市場は発展しているが、2009年、政府は「都市部下水処理場汚泥処理処置及び汚染防止技術政策（試行）に関する通知」を発表し更なる発展を促進している。

固体廃棄物分野

都市部ごみ処理

近年、民間資本によるごみ処理施設の建設が活発になり、2008年だけで民間資本による新たに契約しているごみ施設の建設プロジェクトは40件を超え、2008年末までに既に100以上の民間資本によるごみ処理施設が稼動し、全国のごみ処理施設の約20%を占めると見られる。特に、「焼却」施設の建設・運営における民間資本の割合が大きく、BOT、TOTを中心とする方式での投資が多く見られる。近年、民間資本による「焼却」施設の建設は、主に沿海部の浙江省、広東省、山東省等の地域に展開していたが、2008年から2009年にかけて、四川、湖北等の内陸部まで広がっている。

新エネルギー分野

2008年の中国における一次エネルギー生産能力は28億トン標準石炭、生産量は26億トン標準石炭

に相当する。そのうち風力、太陽光、原子力等の新エネルギーの生産量は9%を占める。近年、新エネルギーのうち、風力発電、太陽光発電、バイオ発電分野での市場は急速に拡大し、大きな市場になりつつある。2009年、政府は気候変動対策の一環として、2020年までに、国内の非化石一次エネルギー消費量の総エネルギー消費量の割合を15%まで引き上げると発表した。これにより、今後、政府は新エネルギーの発展に更に力を入れるものと予想される。

太陽電池

2009年に入ると、政府は「金太陽」「太陽光発電屋根計画」等の具体的な補助策を打ち出し、中国国内の太陽光利用の発展を促進している。これらにより数多くの太陽光利用関連の建設プロジェクトが実施され、太陽電池の需要拡大に繋がっている。

無錫尚徳社（サンテック）を始めとする太陽電池生産国内大手企業の2009年の出荷量は2008年より更に増加する見込みで、金融危機の影響による危機的状況から脱しつつあると見られる。但し、結晶シリコンの生産においては、近年国内生産の過剰拡大、製品価格の暴落及び需要市場の伸び悩みにより、関連生産企業間の競争は激しく、産業全体はまだ調整時期にあると考えられる。

風力発電

2009年、中国の風力発電分野において更に急スピードで発展し、総発電設備容量は2008年より倍増し、2600万kWに達していると予測されている。

一方、既存の設備生産企業の生産力は増大しており、国内需要を大きく上回っている。現在、中国国内の風力発電ユニットの生産企業は既に80社を超え、外資企業の進出も多く見られ、市場競争が更に激しくなると予測される。

リサイクル分野

中国では、既に廃棄金属、古紙、廃プラスチック等のリサイクル・システムが構築されており、現在、中国の鉄鋼、非鉄金属、製紙用パルプの原

料の三分の一以上はリサイクルにより賄っている。2007年までに中国の各種資源のリサイクル量は1.82億トンを超え、関連従業員は1,000万人に達している。

廃棄電子・電気製品

2009年、政府は都市部における家電の「以旧換新」（古い製品の新しい製品への買い替えに対し補助を行う）策を打ち出した。これにより、2010年には、中国都市部における年間電気・電子製品の廃棄量は800万トンに達すると予想される。一方、現在、中国では廃棄電気・電子製品を適切に処理できる企業が少なく処理能力も不足している。同時に、廃棄電気・電子製品の有効な回収ルートの構築が関連企業にとって大きな問題となっている。2009年の「以旧換新」により、一部分ではあるが回収のインセンティブが導入されたが、まだまだ前途は厳しい。政府による抜本的な回収システムの構築が不可欠である。国内家電大手メーカーのハイアールグループ社、長虹電子グループ、TCLグループ等の企業は、廃棄電気・電子製品のリサイクル市場に参入するため、関連会社を設立している。

省エネ分野

政府は「省エネ」を重要な国策の一つとして、その発展を積極的に推進している。2008年までの中国の単位GDP（一万元）当たりのエネルギー消費量は1.102万トン標準石炭であり、政府が「第十一次五ヵ年計画」で公表している「単位GDP（一万元）のエネルギー消費量を1万トン以下」とする2010年省エネ目標に近づいている。2009年、政府は2008年に続いて建築物の省エネ、照明の省エネ分野において、以下いくつかの推進策を公布している。

建築省エネ

中国では近年、政府機関、公共施設を始めとする既存建築物の省エネ化が各地で行われていることにより大きな建築省エネ市場が生まれ、その規模は1兆元を超えていると見られている。2009年に「再生可能エネルギーの建築物での応用モデル

都市の実施方案」、「農村地域の再生可能エネルギーの建築物での応用の実施方案」等新たな推進策を打ち出している。

民生用製品の省エネ

照明の省エネ分野において、近年、政府は効率照明の利用分野に力を入れており、2007年から関連の補助制度を開始したが、2009年には「半導体照明省エネ産業発展意見」を公布し、半導体照明省エネ産業を2015年までに年間平均30%成長させることを目標に掲げ、各地の「グリーン照明」関連取組みの実施を促し、関連産業の発展を促進している。

産業省エネ

中国の産業エネルギー消費量は、末端エネルギー消費の約70%を占めている。その中で、鉄鋼、建材、化学、石油化学、非鉄金属等高エネルギー消費部門は産業エネルギー消費総量の69%を占めており、省エネの重点業種となっている。近年、中国は多額の資金を産業省エネ分野に投入し、省エネ設備の生産、関連コンサルティングの発展を支えている。

外資企業による中国市場参入に当たっての問題及び改善点

省エネ・環境関連市場の状況・将来展望の把握

中国の省エネ・環境関連市場は、近年の急速な拡大に伴い、市場状況の把握が難しくなっている。また、そのビジネス展開は政府誘導によるものが多く、政府がどの分野の発展を優先しているのか、政府投資がどこに行われるのか等が市場の拡大に大きく影響している。しかし、外資企業にとってはそれらを見極めるのは簡単ではない。そのため、政府に対して環境面での計画・立法・政策の策定における業界への情報公開の強化と解釈の明確化が望まれている。

一方、進出した外資企業においては、自力での情報収集に努力すると同時に、中国企業との協力

関係づくり、現地の関連研究機関・専門家の活用等が情報収集能力の向上や進出戦略の策定に有効であると考えられる。

政策・法規の事前把握

中国の省エネ・環境関連市場を見極めるには、政府の産業促進政策・法規を十分に把握することが重要である。特に、外資企業の特定市場への参入条件、優遇政策の有無、適用範囲等情報の整理は進出企業にとって不可欠である。

一方、政府による省エネ・環境関連政策は基本的に公表されているが、外資企業に関する細則が明記されていない場合が多く、特に、補助金、免税措置等優遇制度で外資企業が優遇対象として認められるかどうかについて進出した外資企業が惑うケースが多い。また、地方には独自の規程が多く存在する。政府には政策の内容をより分かりやすく公開することが望まれる。

中国市場への参入を検討するための情報把握

中国の省エネ・環境関連プロジェクトには、多様な形態が存在している。国有企業、民間企業、合弁企業等のさまざまな競争主体があり、それらをよく理解しないとビジネス展開に支障が出る恐れがある。また、プロジェクトの公開入札関連情報収集、入札参加資格獲得ルート of 構築等も外資企業にとって難しいところである。

政府は、入札関連情報の公開や入札制度等規程の整備を更に進め、より平等な競争環境を作ることが望ましい。但し、省エネ・環境産業でのビジネス展開における関連情報収集等は外資企業に限らず中国企業にとっても大きな課題である。外資企業は自社の事情を踏まえ現地の関連研究機関と連携し、戦略を練るべきである。

現地生産拠点・法人の設立

日本の先進技術を有する省エネ・環境製品やプラント設備は、中国の現地市場において価格が比較的が高く、外資企業は現地市場向けに現地生産する等低コスト化が求められる。しかし、外資企業が現地生産や法人設立を行うために必要となる

資格取得の審査は厳しく、現地法人の設立には時間がかかる。

また、中国企業と連携する場合、知的財産権保護の問題がよく取り上げられている。政府による政策上の改善が望まれている。一方、進出企業においては、ビジネスチャンスを逃さないように自らによる知的財産権保護対策の模索が必要である。

電子情報製品汚染制御管理弁法 (中国版RoHS) について

2006年2月28日、情報産業部（現・工業と情報化部）は、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、環境保護総局（現・環境保護部）との連合で制定した「電子情報製品汚染制御管理弁法」（情報産業部39号部令）を公布した。2007年3月1日から施行されている。同弁法では、規制内容が以下の通り2段階に分かれている。

(第1ステップ)

- ・電子情報製品の設計及び生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの、分解しやすいもの、回収処理のしやすいものを採用することなどを規定。
- ・中国市場に投入される電子情報製品について、製品上あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量、所在箇所、回収利用できるか等を注記することを規定。

(第2ステップ)

- ・電子情報製品汚染制御重点管理目録に指定された製品は6種類の有毒製品の使用を禁止あるいは制限することを規定。
- ・電子情報製品有害有害物質制御を中国強制認証制度（3C認証制度）の対象として管理することを規定。

2009年7月29日、電子情報製品汚染制御重点管理目録専門化審議会にて、携帯電話、電話機、プ

リンターの3製品を「一部部品及び材料の例外を許可する」ことを前提に重点管理目録に入れてもよいとの意見が提出された。これを受けて、2010年10月9日、工業と情報化部は、第1期電子情報製品汚染制御重点管理目録（意見募集稿）を公布した（コメント期限は11月9日）。日本からは電機電子4団体（JEITA, CIAJ, JBMIA, JEMA）化学品規制WGが意見書を提出している。

2009年11月18日には関係省庁が参加する中国RoHSに関する協力会議で上記3製品を重点管理目録に入れることを認可したが、第1期重点管理目録の公布、3C認証制度の対象品目とすることは政府部内の調整により延期される見込みである。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例 （中国版WEEE）について

2009年2月25日、環境保護部、国家発展改革委員会、工業と情報化部、商務部、財政部など9省庁が連合で制定した「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（國務院令第551号）が公布された。2011年1月1日から施行が予定されている。管理条例の主な規制内容は以下のとおりである。

- ・生産者責任制を採用。
- ・国は廃棄電器電子製品処理基金を設立し、廃棄電器電子製品処理費用の補助金として用いる。電器電子製品生産者及び輸入者は、規定に基づき廃棄電器電子製品処理基金の納付義務を履行しなければならない。
- ・電器電子製品の生産者及び輸入者が生産・輸入した電器電子製品は、電子情報製品汚染制御の関連規定に合致し、資源総合利用、無害化処理に有利な設計案を採用しなければならず、無毒、無害あるいは低毒、低害及び回収利用が便利な材料を選択しなければならない。
- ・国は電器電子製品生産者が自らあるいは販売業者、メンテナンス機構、アフターサービス機構、廃棄電器電子製品回収業者に委託して廃棄

電器電子製品を回収することを奨励する。

制度の施行まで1年を切っているが、そのためには、政府専用基金の管理や対象製品の目録作成だけではなく、情報システムの構築やその管理、標準技術規範、処理業者管理などの様々な実施細則を策定する必要があるはずだが、こうした検討状況も不透明となっている。

＜建議＞

- ① 政府は、計画・立法・政策の策定における業界への情報公開の強化と解釈の明確化の推進を要望したい。
- ② 政府は、補助金、免税措置等優遇制度における外資企業に関する細則を規定するなど、制度内容をより分かりやすく公開することを要望したい。
- ③ 政府は、中国企業と外資企業の連携を推進するため、知的財産権保護に関する政策の改善を要望したい。
- ④ 政府は、外資企業が現地生産や法人設立を行うために必要となる資格取得の審査基準を緩和し、かつ、迅速に行うことを要望したい。
- ⑤ 電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）について
 - ・中国政府は、本制度の検討（重点管理目録の制定・対象製品の追加、3C認証実施規則、国家統一推進自発的認証制度の創設等）に際して、今後とも、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、引き続き日本の産業界の意見に耳を傾けることを要望したい。
 - ・中国強制認証（CCC）実施規則の検討に際しては、認証證書の有効期限の延長、ISO取得工場の工場審査プロセスの省略、シリーズ製品の一括承認など手続き

の簡略化、時間の短縮、コストの低減化を十分考慮していただきたい。

- 国家統一推進自発的認証制度の検討に際しては産業界に過度な負担とならないよう、十分に考慮していただきたい。

⑥ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）について

- 中国版WEEEに関し、中国政府は検討状況を開示し、より透明性、公正性が確保された中での検討を要望したい。
- 中国政府は本制度の検討に際して、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、日本の産業界の意見に耳を傾けることを強く要望したい。
- 中国政府は本制度の検討に際して、中国版RoHSや以旧換新といった関連制度との整合性や連携を図り、総合的に円滑な制度の執行に努めるよう要望したい。

第8章 技術認証・基準の現状と課題

技術標準・認証の現状

基本的な方針

現在の中国の標準政策は、2006年に発表された「中長期科学技術発展規画綱要」（以下、「中長期計画」）が一つのベースとなっており、同綱要においては、技術に関する標準の形成を国家科学技術計画の重要な目標とすることが掲げられ、標準体系の整備、関係機関間の協調、国際標準化への積極的参与などに取り組むこととされている。また、第11次標準発展計画においては、標準の市場適用の強化、自主革新技術の採用、国際化による競争力強化が原則とされるとともに、以下のような具体的な目標が設定されている。

- ・ 2010年までに年間6000項目制定・修正（うち自主革新技術2000項目）
- ・ 2010年までに国際標準導入率を85%とする。
- ・ 2010年までに標準技術委員会を2600建設する。
- ・ 11-5期間中に50項目の国際標準新規提案を行う。
- ・ 11-5期間中に国際・地域標準化組織事務局の6%の職（うち高級ポストを10名程度）を占有する。

現在の政策の方向性

09年11月に行われた第8回北東アジア標準化協力フォーラムにおいて、現在の中国の標準政策について、3つの考え方、5つの方向、4つのアクションが示された。

3つの考え方：

- ①サービス指向、②科学指向、③法制指向

5つの方向：

- ①枠組みの発展、②品質の向上、③スピード化、④標準化の利益向上、⑤管理の強化

4つのアクション：

- ①標準化法の改正、②国家標準化戦略綱要策定、③国家標準化体系の構築、④サービスプラットフォームの構築。

国家標準化システム建設事業

4つのアクションのうち、国家標準化体系の構築は3年間かけて3段階で進められており、現在は第2段階の途中に当たる。他方、標準化法の改正は数年前から政府内部で議論が進められているようであるが、案を公に提示するには至っていない。

第1段階(09年1月→6月)

プロジェクトガイドラインの策定

第2段階(09年7月→11年6月)

標準体系と保障体系(管理運営等)の構築

第3段階(11年7月→12月)

全体統合

10大産業振興計画の標準化への意見

2009年6月、国家標準化管理委員会、国家発展・改革委員会、工業・情報化部は連名で、「十大産業の調整と振興計画における標準化の強化に関する意見」を発表した。同意見においては、産業構造の調整、競争力の強化、製品の品質と安全の確保に関し標準化が技術的サポートの役割を果たすべきことが述べられている。また、今後3年間、十大産業の標準化を優先させるべきこと、十大産業の標準化を国家技術標準戦略発展綱要と国

家標準化体系建設事業に組み込むこと、国際標準化を積極的に推進することなどが指摘されている。

日中協力関係

2007年4月に日本の経済産業省（甘利大臣：当時）と中国国家品質監督検閲検疫総局との間で日中間の協力を推進する旨の覚書が交わされ、これに基づき、2008年4月、経済産業省産業技術環境局／日本工業標準調査会(JISC)事務局と中国国家標準化管理委員会の間で協力を推進するための手順書が交わされている。同手順書においては、両国の標準開発での相互理解を促進し、文献、資料等の情報交換を行うことなどが合意されるとともに、標準化活動に関する相互参加を奨励することとされている。

2009年11月、同手順書合意後初となる会合が行われ、電気自動車、自動車、すべり軸受、筆記具の4分野で専門家同士の協力を進めていくことが合意された。

特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）

2009年11月2日、中国国家標準化管理委員会は、「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）（意見募集稿）」を公表した。

この管理規定案は、国家標準の特許に係る問題の適切な処理、国家標準の制定及び改定過程における特許に対する措置の規範化、自主創新の奨励等を目的として起草したと説明されている。

同管理規定案では、強制国家標準が確実に特許に係る必要がある場合、「特許権者から無料使用の許諾を得る」としている点や「強制許諾を与える」としている点など、特許権者が保有する特許権の効力を実質的に著しく低減する条項が散見され、用語の定義や手続きに曖昧な点があるなど多くの問題を内包している。同年11月30日期限の意見募集に対し、中国日本商会をはじめとする多くの日本の関係団体がこうした問題の改善を求め意

見書を提出した。

同管理規定案の改定案が提示されない中、2010年1月21日、中国標準化研究院が「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）を公表した。この処置規則案は上述の管理規定案の第17条に規定された下位規定である管理標準に該当する。中国日本商会及び電子情報技術産業協会(JEITA)等の日本の関係団体はこの意見募集稿に対しても意見書を提出している。

中国強制認証(CCC)制度へのITセキュリティ製品の追加

2007年8月、中国政府は13品目のITセキュリティ製品を2009年5月から中国強制認証制度(CCC制度)の対象とするとしてWTO/TBT委員会に通報した。

ITセキュリティ製品については、国際標準に基づく任意かつ相互承認という枠組みが既に確立されており、このような国際動向に反した独自の規格による強制認証制度は貿易の阻害要因となること、また、認証の過程でのソースコードの開示等により重要技術に係る知的財産や営業秘密が流出しかねないことなどの懸念があることから、日本のみならず米欧など主要国の政府及び産業界から強い懸念の表明と措置の撤回が求められてきた。

2009年4月29日、こうした主要国の強い要請を背景に、中国政府はCCC制度の運用に関し、対象を政府調達に限定し、当初の予定を1年間延期し、2010年5月1日から実施することを発表した。

これに対し、日本政府及び産業界からは、国際的な枠組みとは異なる独自の制度は貿易の阻害要因になること、政府調達の範囲が不明確であることなどを指摘し再考を求めるとともに、知的財産の保護に関しても重大な懸念が表明されていた。

こうした我が国からの働きかけに対し、2010年3月、中国政府は、政府調達の範囲に国有企業の調達が含まれないことを示す文書を日本政府に提示している。

＜建議＞

- ①原則として国際標準に準拠した標準を採用すべきである。中国の独自性を強めた標準の採用は、外資系企業にとって非関税障壁となるだけでなく、今後中国企業がグローバルに展開していく上でも障害となる。また、ISO、IECだけでなく、国連1958協定（自動車基準認証国際協定）などの国際協定に積極的に加盟していくことを要望したい。
- ②過度にスペックを詳細化した標準の策定は避けるべきである。標準化は非競争領域を作ることにはならないため、そうした行き過ぎた標準の策定は、自由な競争や技術の進歩を阻害しかねない。これは、中国が目指す創新国家の方向性にも反している。
- ③標準の策定においては、理想を追求しすぎることなく、現実の技術の発展状況を踏まえた対応が必要である。一部の標準において、現実にはあり得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられる。そのようなことが起こらないようにするためにも、企業との対話の機会を設けるよう要望したい。
- ④標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを回避すべきである。例えば、同一機器について異なる業界で検討された複数の標準が併存するだけでなく、標準間の矛盾が存在するとの指摘がある。また、例えば、消費品使用説明の標準はその適用範囲が不明である。
- ⑤以上のような指摘を踏まえたより良い標準を策定するためにも、標準化活動への参加のハードルを低くするべきである。標準化活動への参加においては、参加費用が高い、標準の数が多すぎ現実的に対応しきれないなどの問題が存在する。日中間の政府レベルにおいても、標準化活動への相互参加を奨励する旨の合意がなされていると認識しており、より参加しやすい環境整備に努めていただきたい。
- ⑥認証、試験等に係る費用低減の手続きの透明化を図るべきである。標準の数が多いため、認証、試験等に係る企業負担は膨大である。これは認証、試験ビジネスの拡大となる一方で、中国で製造する製品のコスト増となり、そのグローバルな展開の足かせとなる。このため、手続簡素化、判断基準の明確化、標準の統廃合などに努めていただきたい。
- ⑦国レベルと地方レベルで標準が異なることや、同一であってもその適用がまちまちであることにより混乱を来している。また、推奨基準であるにも関わらず、現実には市場抜き取り検査等の現場で強制基準と同等に扱われているケースもある。標準と現場の運用の乖離をなくし、国と地方の連携の強化を図ってもらいたい。
- ⑧「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）」に関し、中国国家標準化管理委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を要望したい。また、その実施規定である「国家標準の特許に係る処置規則」の検討についても、十分に日本の産業界の意見を聞くとともに、その実施までに産業界の懸念を払拭することを要望したい。
- ⑨「中国強制認証(CCC)制度へのITセキュ

「リティ製品の追加」に関し、企業がソースコードや関連の機密情報を国際的な枠組みであるCCRA(Common Criteria Recognition Arrangement)に加盟していない国の試験機関等に提出することは困難である。中国政府は、このことを十分に認識しCCRAに早期に加盟すべきである。日本の産業界として、中国のCCRA加盟のために可能な支援を行う用意があるので、今後とも継続的な対話を進めるべきである。

第9章 技術・イノベーションの現状と課題

技術・イノベーションの現状

全体方針・計画

現在の中国のイノベーション政策は、2006年に発表された「中長期科学技術発展規画綱要」（以下、「中長期計画」）に基づき実施されている。この実現のため、第11次5カ年計画（2006年）の実施、科学技術進歩法の施行（2008年7月）など、より具体的な政策が順次公表・実施されている。2009年は、中長期計画の中核的理念となっている「企業主体のイノベーションへの転換」が実行段階に入ってきた。

2009年前半、中国国務院は自動車、鉄鋼など10大産業振興計画を次々と発表した。これらの計画において、技術力の向上が重要事項として取り上げられている。6月、中国科学院が「2050年科技発展ロードマップ」を公表した。これは中国で初めてと思われる中長期的な技術ロードマップである。2050年にGDPで世界トップになることなど、明るい将来展望を掲げ、それに向けて「中国の特徴のあるイノベーション」を遂げていくこととされている。

第12次5カ年計画策定への取り組み本格的に開始された。2010年はより具体的な計画案を作りこんでいくこととなるが、これがどのような方向性や具体策を打ち出し、次の5年間でどのような段階に入っていくのか注目に値する。

イノベーション構造の改革

中長期計画においては、企業主体のイノベーション体系構築に向けて、企業の研究開発への投入を奨励し、企業が研究開発部門を設立すること、そのために大学等の力を借りて、国家エンジニアリング実験室、業界エンジニアリングセン

ターを設立することとされている。これに加え、国家の研究開発課題を企業が担当すること、技術移転の促進のため、知財取引に関する制度の整備を進めることとされている。

09年は、企業主体のイノベーション体系構築に向けた動きが多くみられた。例えば、さまざまな産業分野において産業技術創新戦略連盟が発足した。また、報道によれば、8月に北京に初めて公的技術取引所が2億人民元の資金で開設されたほか、民間の技術取引会社の設立も続いており、技術取引市場が活発化の兆しを見せている。

また、5月、国務院常務委員会が開催され、企業の技術革新について検討が行われた。同委においては、企業の技術革新強化のためには、産業構造の調整、発展方式の転換、企業改革などを融合して実施しなければならないことが強調され、利子補給を行う200億元の技術革新のための専門資金が用意されることとなった。

他方、2010年3月、政治協商会議において王志珍副主席は、「現在、中国における科学技術成果の転化率はおよそ25%であり、産業化の割合は5%に満たない。先進国の転化率80%とは大きな開きがあり、科学技術成果転化促進条例を早期に制定すべき」と述べており、技術移転の促進は引き続き中国の課題となっている。

国家自主创新製品の認定に関する通知の公布

中長期計画においても、政府調達による自主创新の促進が掲げられているところであるが、11月15日、中国政府（科学技術部、国家発展改革委員会、財政部）は、2009年10月30日付で「科学技術部・国家発展改革委員会・財務部による2009年の国家自主创新製品の認定に関する通知」を公布

した。この通知は、2006年12月に公布・試行された「国家自主创新製品認定管理弁法(試行)」の関連規定を基に、3省庁共同で制定したものと説明されている。

同通知では、企業等からの申請により、電気通信機器など6分野125製品について、中国での知財権や商標を有していること等を条件に「国家自主创新製品」を認定し、政府調達の際に優遇を行うとしている。この通達が実施された場合、その条件の多くを満たしえないと考えられる多くの外国製品は競争上不利に立たされ、実質的に中国の政府調達から締め出される可能性がある。なお、企業等からの製品申請期限は2009年12月10日であった。

これに対し、日米欧などの34の団体は、2009年12月10日、中国政府（科学技術部、国家発展改革委員会、財政部）に対し、「当該規制を進めないうよう強く求める」抗議書簡を発出した。中国日本商会をはじめ日本の5団体もこれに加わった。こうした産業界の声を背景に日米欧の政府は中国政府に対し、今回の措置は内外差別的な措置となる可能性があり、貿易保護主義的である懸念を有していることを表明している。

これに対し中国科学技術部は、今回の通知は中国国内の外資企業を差別するものではなく、認定手続きは公開で透明なものであり、一部外資企業が誤解をしているに過ぎないと説明している。その一方で、2009年の認定は既に開始されているが、今後の認定作業中、今回の通知が誤解を生んだ書き振りを改善し改めるとしている。なお、2010年3月時点で2009年の対象製品リストは公表されていない。

研究開発推進

中長期計画において、GDPに占める国全体の科学技術投入の割合を2010年までに2.0%、2020年までに2.5%以上に向上させることが目標として掲げられている。この割合は、2008年は1.52%となっている。

5月、国務院常務委員会が開催され、半導体製造技術、大型航空機、水処理など11の科学技術プ

ロジェクトの推進が確認された。このプロジェクトの推進のため、300億円以上の予算が投入されることとなった。

09年、中央財政の科学技術関連支出は、国家科技重大特別プロジェクトの実施が加速されたことなどにより、1,512億元で前年比30%増となった。

中国の科学技術論文数は急増しており、世界の重要な工学・技術文献を収蔵するEi Compendex(2007)では、世界1位になったほか、他の同様のデータベースにおいてもトップに近い論文数を誇っている。他方、いわゆるゴミ論文や論文ねつ造などの問題も指摘されている。

科学技術力を支える基盤の整備も進んできている。国家重点実験室は2008年末で220を数える。また、2009年、北京郊外に中国計量標準研究院の新キャンパスがオープンした。

人材育成、人材誘致

2009年、さまざまな海外人材誘致策が公表・実施された。以前は、いわゆる海亀派と呼ばれるように海外留学者の呼び戻しが中心であったが、その後外国籍の中華系人材に広がり、現在はあらゆる海外の優秀人材を誘致しようという動きに広がっている。

代表例は、2008年12月に公表された「千人計画」であり、海外のハイレベル人材を誘致し、これら人材を中国国内での技術革新や起業に携わせることにより、中国の関連技術、研究分野のレベルを引き上げるものである。その実施に当たり、誘致した人材に一時金100万元を支給するほか、誘致の拠点となる「海外ハイレベル人材技術革新企業拠点」が設置される。2009年末までに、67か所の拠点が整備され、326人のハイレベル人材が誘致された。このほか、中国科学院、教育部、国家自然科学基金なども、これまでの人材誘致策の統合・強化を進めている。

国際連携

研究機関や大学間での協力プロジェクト等のニュースを見ない日がないほど、様々なレベルで

国際連携が進められている。目を引くところでは、オバマ米国大統領訪中時のエネルギー分野での協力のほか、英国との間で最先端分野での協力が進められている。

日本企業の研究拠点としての中国への関心の高まりがみられる。ジェトロが実施した2009年度「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」によれば、14%の企業が設計・研究開発機能／企画機能の強化を今後の事業拡大の方針として掲げており、中国に限れば23.5%に達している。こうした点での中国の環境整備が今後求められてくると思われる。

<建議>

- ① 「自主创新」の概念の中に「再創新」が含まれ、他国の技術を若干変更・追加しただけで、それを中国独自の「自主创新技術」であるとして喧伝することには、大きな違和感を感じざるを得ない。省エネ・環境技術を始めとする日本の技術の中国への移転は極めて重要と考えるが、仮にそれが単なる中国のプロパガンダに利用されるだけであるとすれば、移転の意欲を大きく減じさせることになる。
- ② 知的財産保護のための法制面、実施面でのインフラ整備あるいは企業のモラル向上が必要である。中国の研究レベルの向上に伴い、日本において中国関係機関との研究協力や中国に研究拠点を構えることへの関心は高まっている一方で、それが具体的なアクションに結びつかないのは、知的財産保護面での懸念があるためである。例えば、官公庁への各種許認可申請時に、企業から見れば過剰ではないかと思われる詳細な技術資料の提出を求められることがあるが、明確に必要性を説明できない資料については現場で要求されることの無いよう指導していただきたい。
- ③ 「2009年の国家自主创新製品の認定に関する通知」について、中国がイノベーションを促進し自国でより多くの知的財産を生み出そうとすることは望ましいが、内外差別的措置となる可能性があり、保護貿易主義的であると懸念されるだけでなく、このような形で競争を阻害することは、かえって中国のイノベーション能力の向上を阻害することから、このような規定の一刻も早い撤廃を要望したい。
- ④ 「ハイテク企業認定管理弁法」において、ハイテク企業として認定されるためには、主たる製品の知的財産は海外にある本社に帰属するのではなく、中国内の現地法人に帰属することが求められている。しかし、グローバルな戦略の中で知的財産管理を行う外資系企業にとって当該規定は現実的ではなく、同規定は、競争阻害的になるものと懸念される。
- ⑤ 現在、中国に設立・登録された外資系企業のR & D部門は、中国政府の科学技術プロジェクトへの参画や研究開発ファンドへの参加・申請ができていないが、外資系企業の参加が可能となる制度に改めてもらいたい。
- ⑥ 信頼できる公的試験・検査機関の充実に努められたい。日本企業が中国で生産活動をしていく上で、品質の確保は至上命題である。これを支えるインフラを整備することは、日本企業にとってもメリットがあるだけでなく、中国製品の品質レベルを高める上でもなくてはならないものだと考える。
- ⑦ 転職率が高く、コアとなる技術者がなかなか育たないことが、企業における設計の現地化が進まない要因となっている。

第10章

政府調達の実況と課題

『中華人民共和国政府調達法実施条例（意見聴取稿）』の内容紹介及び問題点

中国国務院法制弁公室は2010年1月11日に『中華人民共和国政府調達法実施条例（意見聴取稿）』（以下「意見聴取稿」という。）を社会に向けて公布し、パブリックコメントを募集した。意見聴取稿の関連内容について、以下に紹介する。

意見聴取稿の主な内容

意見聴取稿は計9章116条から構成されている。『政府調達法』に比べ、意見聴取稿において以下の内容がよりいっそう明確にされた。

政府調達の範囲について

実務操作をし易くするため、意見聴取稿では『政府調達法』に規定された適用範囲に関する規定をよりいっそう明確にした。具体的には以下のとおりである。

- (i) 財政性資金の範疇を明確にした。財政性資金の範囲を拡大し、財政予算資金及び財政管理に納入される資金を含むほか、財政性資金を以って返済リソースとする貸借資金及び国有資産を担保とする貸借資金も含むとした。財政性資金を使用する一部の項目についても、財政性資金の調達範囲内に含めるとした（第2条）。
- (ii) 貨物、工事及びサービスの定義を明確にし、知的財産権を貨物と見なすことを明確にした（第4条）。また、自国貨物を「中国国内にて生産し国内の生産コストが一定の比率を超えた最終製品」と定義し、輸入

貨物を「中国の税関にて通関手続きをした結果、中国国内への輸入を許可され、なお且つ税関境界外にて生産された製品」と定義した（第10条、第11条）。

- (iii) 政府調達工事を政府調達プロセスに組み入れて管理し、入札募集・入札を除き、政府調達工事の前期及び後期の関連活動について、政府調達のプロセス管理を適用するとした（第5条）。

政府調達の当事者について

- (i) 集中調達機構の性質（政府により設立し政府より資格を認定する）、主な職責及び具備すべき条件（第16条、第18条、第19条、第20条）ならびにその他政府調達代理機構の性質及び資格認定制度（第17条、第21条）をよりいっそう明確にした。
- (ii) 政府調達項目の実際の必要性に応じて、部門集中調達専門機構を設立することができるとした（第22条）。
- (iii) 供給者が資格審査において提出する証明資料について規定され、調達者又は調達代理機構も供給者に対し資格予備審査制度を実施することができる」と規定した（第23条、第25条）。
- (iv) 供給者は連合体の形式にて政府調達に参加することができる」としたほか、連合体の条件及び資質の認定基準を示した（第29条）。

政府調達方式について

- (i) 意見聴取稿では、非公開入札募集・入札に

よる調達方式を採用することのできる3通りのケースを規定した（第31条）。

- (ii) 集中調達目録にある小額零細な調達項目については、協議による貨物供給調達方式又は固定地点サービス調達方式を採用することができ、いずれの調達方式も電子化政府調達方式を採用することができる（第32条、第33条）。
- (iii) 調達者が公開入札募集金額の基準を下回る貨物、工事又はサービス項目を調達する場合、非公開入札募集方式を採用することができる（第35条）。

政府調達のプロセスについて

- (i) 政府調達にあたり、政府調達実施計画を作成し、同級人民政府に報告してその承認を受けなければならない（第38条）。
- (ii) 入札書が入札募集文書に規定される実質的条項を完全には満たしていない場合、当該入札は無効とする（第42条）。
- (iii) 実務において存在する政府調達保証金の管理が比較的混乱しているという問題について、入札保証金の收受基準（調達項目予算の1%を超えてはならず、なお且つ最高で人民幣10万元を超えない。）及び返還時期を具体的に規定した（第43条）。
- (iv) 政府調達評価審査専門家バンク制度を規定し、専門家の評価審査にかかる原則、権利及び義務を明確にした（第51条、第52条）等。

政府調達契約について

- (i) 政府調達契約の実質的内容は、調達文書と一致しなければならない（第55条）、政府調達契約には景品及びリベートを含んではならない（第59条）。
- (ii) 政府調達にかかる優遇政策を適用する調達項目について、請負方式を採用して契約を履行してはならない（第58条）。

- (iii) 供給者が調達者との間の契約締結を拒否した場合、入札保証金を没収して国庫に納入する。調達者に損失をもたらした場合、損失を賠償しなければならない、調達者は供給者との間の契約締結を拒否した場合、規定に基づいて相応する法的責任を負わなければならない等の内容を定めた（第60条）。

このほか、意見聴取稿ではさらに、供給者よりの質疑及び苦情申立、監督管理部門による監督検査ならびに調達者、調達代理機構又は供給者による違法行為があった場合に負うべき法的責任などについて規定した。

意見聴取稿の主な問題点

中国国内企業と国外企業を平等に扱っていないこと

意見聴取稿の条文の多くは、国外企業又は外資企業の製品の政府調達に非常に不利な内容となっている。例えば、第9条には、「優先又は強制調達などの措置により、省エネルギー・エコ及び独自開発製品をサポート・保護する」との規定があり、第11条には、「調達者が輸入製品を調達する場合、調達活動の開始前において県級以上の同級人民政府の財政部門に報告してその審査承認を受けなければならない」と規定され、第112条には「財政部門に報告してその審査承認を受けて機電製品を調達する場合、その入札募集・入札については、国の関連規定に基づいて執行しなければならない」と規定されているなど、以上の条項は中国国内企業又は中国企業の生産する製品を優先的に調達することを要求したものであり、実質的に輸入製品に対して制限を設けたものであると言える。これは、WTO加盟時における中国の承諾と相反するものである。

曖昧な規定が多く、実務上の操作に影響が予想されること

『政府調達法』にて明確に規定されていないものの実務において解決を要する問題について、意見聴取稿には曖昧な規定も多く、具体的且つ明確

な規定が行われていない。以下はその例である。

- (i) 第5条第1項には、「政府調達工事にて入札募集・入札を行う場合、『入札募集・入札法』を適用する。但し、『入札募集・入札法』に規定がない場合、政府調達法を適用しなければならない」と規定されている。但し、これら2つの法律のいずれにも規定があり、なお且つそれぞれの規定が相互に抵触する状況が存在している。例えば、『入札募集・入札法』第7条には「工事にかかる入札募集・入札の監督管理部門は入札募集者の行政所轄部門である」と規定されているのに対し、『政府調達法』第13条には、「各級人民政府の財政部門は、各級政府調達の管理監督部門である」と規定され、2つの法律規定は完全には一致していない。この場合に如何に適用するかについて、意見聴取稿において明確な規定がない。
- (ii) 第6条第1項には、「調達者又は調達代理機構が調達文書を作成するときには非合理的な制限条件を含んではならない」と規定されているが、「非合理的な制限条件」との表現は曖昧であるため、どのような場合を「非合理的」と見なすのかについて明確な規定がない。
- (iii) 第10条では、「自国貨物」の定義として「一定の比率を超える最終製品」と規定しているが、この「一定の比率」がどのような比率であるのか明確に示されておらず、無形資産を計算する際に「一定の比率」を如何に確定するかについての規定もないため、当該規定は操作性に欠けると言える。
- (iv) 『政府調達法』第22条には、供給者が政府調達活動に参加するための必要条件が明確に規定されているが、その一部は操作性に乏しい。例えば、「良好な商業的信用・名誉」や「政府調達活動に参加する前3年以内において経営活動に重大な違法記録が

ない」等の規定は、外国企業又は外地の企業にとって見れば、上記の内容を証明する文書をいずれの部門より発行してもらうのか、何ら規定されていないため、これらを証明することが難しく、証明書を提供できないために外国企業や外地企業が供給者の範囲外に締め出される可能性も否定できない。

- (v) 第100条(3)には、「調達価格が市場の平均価格を明らかに上回る場合」とあるが、市場平均価格を如何にして確定するかについて明確な規定がなく、解釈の違いが発生する可能性もあり、操作性に欠けていると言える。

政府調達における供給者に関する情報の公開及び享有が不十分であること

企業（外国企業又は外資企業）が供給者データベースに入ることができない場合、供給者として選定されない可能性もある。したがって、公平・公正に供給者を選ぶため、供給者リストを公開し、条件に合致する供給者が自ら供給者データベースへの加入を申請できるシステムを整えるべきである。意見聴取稿第27条では、省以上の人民政府の財政部門は政府供給者データベースを作成しなければならないと規定されているものの、供給者データベースに入ることのできる具体的な基準及びプロセスが明確にされていない。このような具体性に欠ける規定では、条件に合致する供給者が公平に政府調達供給者データベースに入ることを保証することはできない。このほか、政府調達の資源の一つとして、各省級人民政府が確立した政府調達供給者データベースを全国範囲内で享有してこそ、行政効率アップの原則に合致させることができると言える。

入札書の提出期限を短縮した意見聴取稿の規定は、政府調達法に規定される内容を拡大する嫌疑があること

『政府調達法』第35条には「貨物及びサービス項目につき入札募集方式による調達を実行する場合には、入札募集文書の発送開始の日から応札

者が入札書を提出する締切日までは、20日を下回ってはならない」と規定されている。以上の規定は、入札に参加する供給者が入札書を作成する時間を十分に確保することを保証するためのものであり、例外規定はない。これに対して意見聴取稿第39条では、4つの状況について入札書の作成期間を10日に短縮することができると規定している。意見聴取稿第45条の「入札書の公開発売期間は5業務日を下回ってはならない」との規定を照らし合わせると、供給者が入札書を作成し、入札に参加するまでの期間が5日に満たないというケースもあり得るため、外地企業、特に外国企業にとって非常に不利であると言える。

2009年における中国政府による調達制度の整備状況及び2010年の展望

2009年4月10日、中国国務院弁公庁は、『政府調達管理活動をよりいっそう強化することに関する意見』を公布したが、その後、中国財政部からも『中央機構が政府調達方式を変更することについての審査認可管理暫定弁法』及び『中央機関の政府集中調達活動をよりよく行うことに関する問題に関する通知』がそれぞれ5月と8月に公布された。政府調達により省エネ・エコ製品の生産を奨励し、当該業界の発展を図るため、これまで年に1回とされていた『環境標識製品にかかる政府調達リスト』及び『省エネ製品にかかる政府調達リスト』の公布について、年に2回へと変更した。さらに11月には、中国財政部、科学技術部及び発展改革委員会が『2009年における国家自主技術革新新製品の認定活動の展開に関する通知』を共同公布し、国家自主技術革新新製品の認定にかかる具体的な基準及びプロセスを明確にした。

現在のところ、意見聴取稿は既に国務院に報告・送付されており、意見聴取稿に関連するその他政府調達文書についても既に起草、改正又は制定の過程にある。例えば『政府調達代理機構資格認定弁法』（改正予定）、『政府調達における違法行為処罰処分弁法』（起草）、『政府調達供給

者監督管理弁法』（起草）、『政府調達供給者苦情申立処理弁法』（改正）、『非入札方式による政府調達管理弁法』（起草）、『政府調達貨物及びサービスにかかる入札募集・入札管理弁法』（改正）及び政府調達による中小企業サポートに関する弁法などが挙げられる。

外国投資者又は外資企業は、以上の政府調達に関する法律整備の動向に注目するほか、更に、財政部門など関連部門より制定される調達基準（調達文書の作成にかかる規範、情報公告、調達契約のフォーム及び製品の検収などステップにおける具体的な基準及びプロセス等）に注意すべきである。

<建議>

- ① 外国投資者は、中国での政府調達の実施において、中国国内企業又は中国企業と同等の内国民待遇を享受することを要望したい。
- ② 『政府調達法』には具体性に欠ける規定が多く存在するため、意見聴取稿にて明確に規定する必要がある。例えば、『政府調達法』第10条（1）にある「合理的商業条件で取得するすべのないとき」との規定について、具体的に解釈する必要があり、今後において最終的に公布される実施条例が充実したものになるよう要望したい。
- ③ ハイテク技術を使用して中国にて投資・生産する外国投資者、特にエネルギー節約及び資源の有効利用を可能とする技術を使用したり、生産後大量の輸出をして中国に外貨、税収など実際の利益をもたらしている企業についても、政府調達に関して支援・保護を受けられる優遇政策を受けられるようにすることが望まれる。

- ④すべての輸入製品・設備について、いずれも県級以上の人民政府に申請を行い、その審査承認を受けなければならないのであれば、審査を必要とする輸入製品の対象範囲を特殊な製品及び設備に絞り込むことを要望したい。
- ⑤企業（外国企業又は外商投資企業）が供給者データベースへの登録をすることができない場合、供給者として選定されない可能性があるということになる。したがって、公平且つ公正に供給者を選定するためにも、供給者データベースを公開し、条件を満たす供給者については、自らが供給者データベースへの登録を申請できるシステムを確立することを要望したい。
- ⑥意見聴取稿には、「供給者からの質疑、苦情は実名制を実施する」と規定しているが、もし、苦情申立をした供給者に対する保護措置が規定されていなければ、当該供給者が利害関係者からの攻撃や報復を受け易くなり、苦情申立制度の実施に不利となるのではないと思われる。したがって、苦情申立人に対する保護制度及び苦情申立人に対して攻撃・報復をした者の法的責任を明確に規定しておくことを要望したい。
- ⑦中国は国際経済におけるその立場に相応しい、内外無差別的で透明な貿易・投資制度を構築・運用することが世界から強く求められている。こうした観点から中国がWTO政府調達協定に早期に加盟することを強く期待する。
- ⑧「2009年の国家自主创新製品の認定に関する通知」について、中国がイノベーションを促進し自国でより多くの知的財産を生み出そうとすることは望ましいが、

内外差別的措置となる可能性があり、保護貿易主義的であると懸念されるだけではなく、このような形で競争を阻害することは、かえって中国のイノベーション能力の向上を阻害することから、このような規定の一刻も早い撤廃を要望したい。

第11章 CSRの現状

中国における日系企業の 社会貢献活動の現況と課題

国際交流基金は、中国に進出した日本企業（日系企業）の社会貢献活動の実態を把握するために、2009年9月～11月にかけて、「中国における日系企業の社会貢献活動の課題に関するご意見伺い」と題しアンケート調査を行った。

これまでに日系企業の社会貢献活動の実態調査は、2004年に中国各地で反日デモや日本製品の不買運動などが繰り返された後、日系企業がビジネスだけでなく社会貢献活動にも力を入れていることを明らかにしたいという狙いから、2005年に中国日本商會に所属する日系企業を対象に、そして2007年度には、今回と同様の中国全国に進出している日系企業を対象に実施してきた。

今回の調査は、四川大地震、金融不況、中国におけるCSR（企業の社会的責任）への関心の高まり等を経て、日系企業の社会貢献活動に生じた変化をとらえることを主たる目的としていた。回答事業所数は388社、寄せられた事例情報は414件と、2007年調査の同353社、237件を上回った。

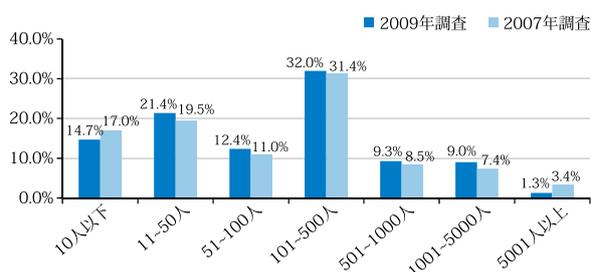
回答企業の概況

回答事業所388社の属性は進出の時期、事業内容、従業員規模のいずれでも、2007年調査の時と大きな変化はなかった。

進出時期は、「01～04年」が30.2%と最も多く、次いで「91年～95年」の23.5%であった。2000年以前に進出した企業と2000年以降に進出した企業が半々という傾向は、2007年調査回答企業の傾向と変わっていない。事業内容では「製造業（製造販売を含む）」が236社、60.8%を占

め、「サービス業」が152社、39.2%（同144社、40.8%）だった。従業員規模は「101～500人」がもっとも多く32.0%、次いで「11～50人」が21.4%であった。

図1：回答事業所の従業員規模

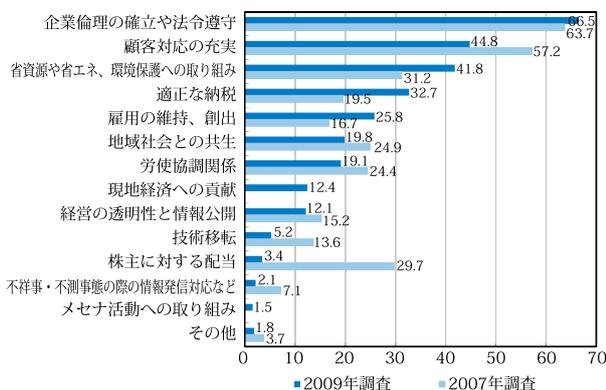


CSR（企業の社会的責任）で特に配慮していること

現地における企業市民として特に配慮していることについては、「企業倫理の確立や法令遵守」がもっとも多く66.5%、次いで「顧客対応の充実」が44.8%、「省資源や省エネ、環境保護への取り組み」が41.8%となり、上位3位の回答傾向は前回と同様であった。この他、「省資源や省エネ、環境保護への取り組み」「適切な納税」「雇用の維持、創出」などの回答が前回より増加した。

現地で独自に策定しているCSR方針としては、「環境に関する方針」が最も多く29.9%、次いで「雇用に関する方針」が19.1%、「地域社会に関する方針」が17.8%、「特になし」が半数を超える52.8%であった。具体的な項目としては、「採用や人材育成における差別撤廃」「リサイクル」「有害物質規制」が配慮の対象として挙げられている。

図2：CSR特に配慮していること



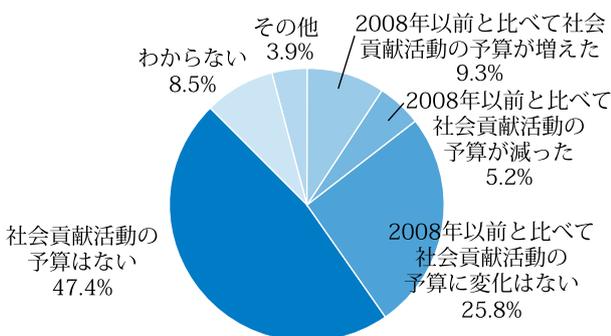
注：「現地経済への貢献」「メセナ活動への取り組み」は今回調査より新たに追加された選択肢

社会貢献活動の実施状況の変化

現在の社会貢献活動の実施状況は2007年調査時点と実施率に大きな変化はなかった。

2008年前後の変化について尋ねたところ、9割近くの企業においては大きな変化は起きていない。また社会貢献活動の予算については、「予算はない」が47.4%と最も多く、次いで「予算に変化はない」が25.8%だった。「予算が増えた」は9.3%であるのに対し「予算が減った」は5.2%にとどまった。

図3：社会貢献活動の予算の変化



社会貢献事例

概況

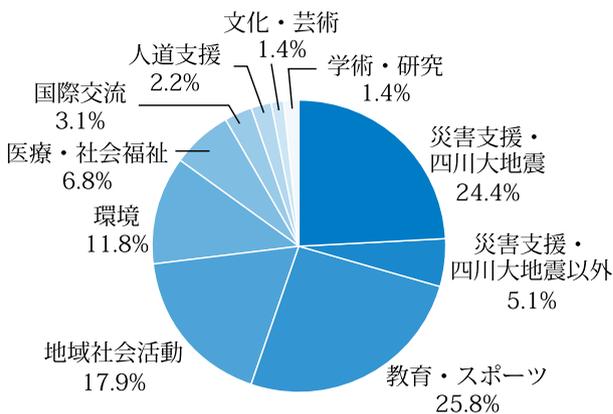
社会貢献事例は414件が寄せられた。そのうち約4分の1の24.4%が四川大地震関連の災害支援であった。そのほか、教育・スポーツ（25.8%）、地域社会活動（17.9%）、環境（11.8%）の順で

あった。

資金の提供が主流であることは変わらないものの、前回調査からの変化としては、実施率の低かった自主企画による事業の実施率が9.3%から27.1%と増加して、物品寄贈等や社員ボランティアと同程度の実施率となったことが挙げられる。また活動主体も、引き続き現地法人が中心ではあるものの、財団やNPO/NGO等の外部機関との連携が増加するという傾向がみられた。

図4：社会貢献事例の分野別内訳

社会貢献事例の内訳 全体：414件 (%)



災害支援

2008年5月に発生した四川大地震には多くの日系企業が義援金や物資援助を行った。現地法人にとどまらず、日系企業グループ総体として大規模の支援金を供出する企業もみられた。また現地採用従業員による自発的な募金活動も活発だった。四川地域に拠点を置かない企業でも被災した同胞を支援する動きがみられ、日系企業側でも従業員意識を尊重し積極的にバックアップしていたことがうかがわれる。

教育

教育に関する支援には3つの類型がある。第一に小中学校の建設支援や学費援助、学習に必要な物品の提供など、子供の教育に関する活動が数多くみられる。第二に次世代リーダー層や技術者の育成支援も活発で、奨学金提供や日本での研修などを実施している。第三に日中の青年交流の場の提供がある。大学での特別講座の実施や学生交流

セミナーを通じて若者世代の相互理解を深めるイベントなどが、企業単体で、あるいは関係団体との連携をもとに開催されている。

地域社会活動

周辺の清掃や植樹などの環境・美化活動や周辺施設への資金・物資援助など引き続き活発である。従業員の住む地域への貢献を中心に、地域社会とのコミュニケーションが進められている。

環境

砂漠化が進行している地域や緑化を必要とする地域への植林活動が継続しているのに加え、動物保護活動なども立ち上がっている。教育現場での環境教育にも積極的で、急速に進む環境への関心や環境に関する法制化の動きに敏感に対応していることがうかがえる。

社会貢献活動促進のために

現在社会貢献活動を行っていない企業に対し、未実施の理由をたずねたところ、「人的余裕がない」54.3%、「何をしてよいかわからない」47.4%、「予算がない」31.8%という結果になった。しかし未実施企業の今後の社会貢献活動については、39.3%は「検討中」で、「行う計画がある」も5.8%あり、未実施企業の4割以上の企業が社会貢献活動を開始する可能性がある。

今後社会貢献活動をより効果的に展開する上では、「少ない予算で参加活用できるプログラム情報」や「日系企業間での情報・ノウハウの共有」が必要とされている。

表1：社会貢献事例一覧

活動分野	項目	活動事例項目
災害支援 (122件) うち四川大地震関連 (101件)	募金・寄付・義援金・物資提供 (102件)	被災地への資金援助が120件中102件
		資金の集め方は、社内での募金活動、本社を含めたグループ会社での支援資金の収集が主な手段
		支援資金／物資提供は、各地の赤十字や自社基金、中国の中央政府／地方行政などのほか、NPOやNGOを通じての活動
		物資提供には車両、発電機や照明器具など被災地に必要な自社製品も含まれる
	学校・子供支援 (17件)	1000本の映画上映や、50の図書館への図書寄贈など、被災者の心のケアを目的とする活動も
		学校再建資金の提供や、被災孤児や貧困層の子供たちへ寄付など、義援金の用途を子供向けに指定 被災地の大学など高等教育機関への奨学金提供も
	本業による支援 (2件)	被災地の状況把握のために通信衛星データを関係機関に提供
自來水から飲料水を生産するユニット寄贈		
文化遺産保護 (1件)	被災地の貴重な文化遺産を保護するための長期プロジェクトの設立	

活動分野	項目	活動事例項目
教育スポーツ (107件)	小中学校支援 (40件)	学校建設支援
		農村部での学校建設と教育物資の提供
		恵まれない子供たちへの教育支援
		事業と関連する分野についてボランティア授業
	奨学金 (25件)	経済的に困難な学生への奨学金提供
		成績優秀な学生援助
		事業に関連する特定分野を学ぶ学生を援助
	日本(語)学習支援 (9件)	日本語講座の開設
		日本語図書、資料の提供
		学生交流会
		日本語職業訓練の実施
	スポーツ (11件)	日本語弁論大会
		地域スポーツ活動の支援
教育イベント (8件)	ハイレベルな障害者スポーツ支援も	
	特別講義の実施	
	大学の交流プログラム支援	
日本人学校支援 (4件)	各種コンテストの実施	
インターン (4件)	事業に関連する分野の課外授業ボランティア	
基金設立 (5件)	インターン生の受け入れ	
	奨学金提供などを目的とした基金の設立	

活動分野	項目	活動事例項目
地域社会活動 (74件)	環境・美化活動 (35件)	事業所周辺の清掃活動、植樹活動、公共の場所の清掃活動、およびエコバック配布やアースアワーの消灯イベントへの参加など
	資金・物資支援 (20件)	事業所周辺の団体、公共施設や福祉施設への資金および社内で収集したものを福田物資提供、募金活動参加
	地域イベント (6件)	工場や職場見学会の実施、地域の文化催事への参加など
	交通安全 (4件)	地域の安全教育、交通整理や横断歩道整備などへの資金援助
	社員ボランティア (3件)	社員による環境、福祉ボランティア活動
	地域子供支援 (3件)	地域の子供を対象とした学費支援
	雇用 (3件)	地域従業員に対する福利厚生や障害者雇用、募金と抱き合わせたビジネスカジュアル出勤デーの設置など

活動分野	項目	活動事例項目
環境 (49件)	植林 (24件)	モンゴルや各地域での植林活動、砂漠化防止と緑化が目的であることが多い
	環境教育 (13件)	小中学校での環境教育の実施、環境に関する技術やノウハウを伝授する講座やセミナーの開催、環境に関する表彰やコンテスト支援など
	環境プロジェクト (9件)	緑化活動や動物保護を目的としたプロジェクトの実施、自社廃棄物の環境影響度を測定する設備導入も
	基金・資金物資援助など (3件)	緑化や自然保護の基金への支援や緑化推進のための土地提供など